

コミュニティバス等運行委託に係るプロポーザル方式による審査の審査結果について

経済建設委員会資料
平成29年3月13日提出

業務名	業者選考方法	受託事業者
飯塚市街なか循環バス 運行業務委託	プロポーザルによる 業者選定 (参加事業者2者)	(有)Shonai観光

飯塚市地域公共交通網形成計画（追補版：追加および補足版）（案）

1 追補版策定の趣旨・背景

飯塚市の公共交通政策の基本方針として、地域公共交通活性化再生法（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律）第5条第1項の規定に基づき、平成27年3月に飯塚市地域公共交通網形成計画（以下、「本計画」という。）を策定しました。

本計画策定後、第2次飯塚市総合計画および飯塚市立地適正化計画を策定し、鉄道をはじめとした広域交通の利便性の向上や都市計画と公共交通との一体的な取り組みの推進が明記されたことに伴い、これらの施策を円滑かつ効果的に進めるため、本計画の見直しを本計画の内容の追加および補足（拡充）として、新たに定めるものです。

なお、本計画（追補版を含む）の計画期間は平成29年度で満了し、平成29年度に公共交通政策の基本方針となる新たな計画を運用するため、追補版については、必要最小限の追加および補足とします。

注釈）現行の網計画においては、コミュニティ交通を中心として、第2次総合計画に掲げる「施策を実現するための基本事業」のうち、「生活交通の維持・確保」及び「買い物弱者対策の推進」が図られるものとなっている一方で、広域交通の利便性の向上や定住促進などのまちづくりとの連携についての記載がなく、これらの施策が平成29年度に円滑かつ効果的に推進できるよう網計画の追加及び補完事項を整理するもの。

（1）飯塚市の地域公共交通政策に関する取組み

飯塚市では、公共交通政策に関わる最初の計画として、平成20年に「飯塚市地域公共交通総合連携計画」を策定しました。これは、これまで旧4町でそれぞれ独自に運行されていた福祉バスやふれあいタクシー等の形態を見直し、市域全体を見渡した総合的な公共交通体系を構築することを目的として策定したもので、市民誰もが快適な生活を実現できる公共交通施策として平成21年度に市域全域で定時定路線型のコミュニティバスの実証運行をスタートさせました。

その後、平成23年度にはコミュニティバスの利用実態や市民ニーズを踏まえてコミュニティバスの在り方を見直すと同時に、地区内移動のための「予約乗り合いタクシー（デマンド型）」と、「地域間移動のための「コミュニティバス」の併用で地域住民の移動手段を確保することを内容とする「飯塚市生活交通ネットワーク計画（計画期間：平成24年度～26年度）」を策定し、交通空白地の解消を図ってきました。

（2）国における地域公共交通に関する法整備等の動き

国においては、近年の急速な少子高齢化の進展その他の社会経済情勢の変化に対応しつつ、

交通が国民の自立した日常生活及び社会生活の確保、活発な地域間交流等を実現する機能を有するものであり、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図るために欠くことのできないものであることを基本的認識とし、将来にわたってその機能が十分に発揮されるよう、交通政策を中長期的視点に立って推進していくため、平成25年12月に「交通政策基本法」を制定しました。

この交通政策基本法の基本理念にのっとり、平成26年11月に改正された地域公共交通活性化再生法では、まちづくりとの連携や地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築を検討する必要性から、地域の総合行政を担う地方公共団体が中心となって、地域戦略の一環として持続可能な公共交通ネットワークの形成を進めるため、「地域公共交通網形成計画」の策定ができるようになりました。

■ 地域公共交通に係る法整備・計画の体系の整理

● 交通政策基本法（平成 25 年 12 月施行）

国が講ずべき施策

- ① 日常生活等に必要不可欠な交通手段の確保
- ② まちづくりの観点からの交通施策の促進
- ③ 関係者相互間の連携と協働の促進

交通政策基本計画（平成 27 年 2 月閣議決定／計画期間：平成 26 年度～平成 32 年度）

生活交通確保やバリアフリー化／地域の活力の向上に必要な施策／大規模災害時への対応／まちづくりや環境立国の観点からの施策／環境負荷の低減に必要な施策等

● 地域公共交通活性化再生法の改正（平成 26 年 11 月施行）

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律

基本方針

地方公共団体が中心となり、まちづくりと連携し、面的な公共交通ネットワークを再構築（前文：将来にわたって持続可能な地域公共交通網を構築し、地域の活力を維持するとともに、個性あふれる地方の創生を推進）

地域公共交通網形成計画（法第 5 条関係、市町村作成）

- ・コンパクトシティ実現に向けたまちづくりとの連携
- ・地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築

地域公共交通再編実施計画（法第 27 条の 2 関係、市町村作成、国土交通大臣認定）

- ・地域公共交通再編事業に係る実施計画

地域公共交通再編事業の実施（市町村の支援を受けつつ、交通事業者が実施）

：複数路線を再編し乗換え拠点を設定（整備）、コミュニティバスによる交通空白解消、小さな拠点での自家用有償旅客運送の導入

* 地域公共交通確保維持改善事業による支援

⇒生活交通確保維持改善計画の作成

都市・地域総合交通戦略* 地域公共交通網形成計画と同様の内容で可

・都市全体を見渡した、交通事業者とまちづくりが連携した総合的かつ戦略的な交通施策

都市・地域交通戦略推進事業の実施（実施主体：地方公共団体）

：交通結節点整備（駅前広場整備）、自由通路整備、バリアフリー交通施設整備、自転車駐車場整備、都市情報提供システム構築等（補助率 1/3）

（平成 27 年 6 月作成／飯塚市）

(3) 飯塚市地域公共交通網形成計画策定の背景

交通空白地解消のため民間路線バスの補完を目的に、予約乗り合いタクシーとコミュニティバスの併用運行を事業の柱として平成23年度に策定した「飯塚市生活交通ネットワーク計画」でしたが、この計画の期間中に地域公共交通政策に関わる国の法律が改正されたことを受け、生活交通ネットワーク計画満了後の地域公共交通のネットワークを構築するための計画として、改正地域公共交通活性化再生法に基づく「飯塚市地域公共交通網形成計画」（計画期間：平成27年度～平成29年度）を策定し、現在はこの計画に基づき地域公共交通の活性化に取り組んでいます。この計画においては、コミュニティ交通に関する課題の整理を行うとともに、複層的に形成された公共交通網を活かし、特に高齢者や交通不便地域居住者などの交通弱者の生活を支え、外出機会の増加をもたらすための交通体系の構築を目指して、地域の実情にきめ細かく対応できる地域自主運行型の交通システムの導入の検討などを盛り込んでいます。

(4) 第2次飯塚市総合計画、飯塚市立地適正化計画の策定

本市においては合併後10年が経過した平成27年度から、人口減少・少子高齢化の課題に対応し、持続的な地域を創生するため「まち・ひと・しごと創生法」の規定に基づき「飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するとともに、第2次飯塚市総合計画の策定に着手しました。平成29年度からの今後10年間のまちづくりの方向性を定めた第2次総合計画(計画期間：平成29年度から平成38年度)では、特に人口減少と少子高齢化が進展する社会情勢の変化の中にあって、次の世代に引き継いでいける「住みたいまち 住みつけたいまち」づくりを進めていくこととしています。

一方、本市では、都市計画マスタープランの一部として、人口減少下での持続可能な都市構造のあり方を検討する「立地適正化計画」（計画期間：平成29年度から平成38年度）も平成28年度に策定しました。この計画は、これまで人口増加を背景にして構築された拡散型の都市構造から、都市機能がある程度集積した地域間をネットワークでつなぐ「拠点連携型」の都市構造に転換し、日常生活に必要なサービスや行政サービスが住まいの身近に存在する、あるいは、公共交通により容易にアクセスできる持続可能な都市の構築を目指していこうとする計画です。この計画では、将来にわたる暮らしやすさと地域の魅力づくりを進めることを通じて「地域のつながりと豊かなコミュニティをはぐくむまち」を形成していくことが、ひいては飯塚市総合計画に示す都市目標像の実現につながるものと考えています。

(5) 飯塚市地域公共交通網形成計画への追補（追加および補完）

改正地域公共交通活性化再生法のもとで策定できることとなった地域公共交通網形成計画においては、まちづくりとの連携や、地域全体を見渡した面的な公共交通ネット

ワークの再構築を検討することが求められています。また、特に拠点間を結ぶ交通サービスの充実や、公共交通沿線への居住の誘導などの考え方を示す立地適正化計画との連携による効果的・効率的な地域公共交通の維持が期待されています。

平成26年度に飯塚市では地域公共交通網形成計画を策定しましたが、策定以降、本市においては下記のようなまちづくりの動きと地域公共交通の維持・再生に係る動きがみられています。

- ① 第2次総合計画をはじめ、立地適正化計画など今後10年間の本市の新たなまちづくりの方向性を示す各種計画の策定
- ② 地域公共交通の維持・確保に関して、鉄道を含む地域公共交通の再生に向けた総合的な取り組みの推進
- ③ 福岡都市圏、北九州都市圏との広域連携を視野に入れた広域交通の利便性向上に関する取り組み

これらのことから、現在の本市の地域公共交通を取りまく社会情勢を反映させるとともに、地域公共交通網の維持・再生をまちづくり政策との連携の中で捉え、現計画期間満了後の第二期計画への移行をスムーズなものとするため、現在の飯塚市地域公共交通網形成計画を整理し追補するものです。

2. 計画に追補する内容

(1) 追補する項目の整理

改正地域公共交通活性化再生法に基づき定められた「地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針」には、地域公共交通網形成計画の作成に関する基本的な事項として、地域が目指すべき将来像とともに、その中で公共交通が果たすべき役割を明確化した上で、公共交通の活性化および再生に向けた取組の方向性を基本的な方針として記載することが求められています。

このため、第2次飯塚市総合計画に基づき、地域が目指すべき将来像を設定するとともに公共交通が果たすべき役割、取組の方向性を下表のとおり整理します。なお、下表網掛け部分が本計画に追補する内容となります。

■ 基本的な方針（本計画と追補する内容の整理）

項目	本計画の掲載内容	追補する内容	
□目指すべき将来像	記載なし	【飯塚市総合計画目標像】 人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住みつづけ たいまち ～共に創り 未来につなぐ 幸せ実感都市 いいづか～	
□公共交通が果たすべき役割	自宅から目的地まで、公共交通の乗り継ぎによる利用を可能とし、誰もが快適な生活を実現できる公共交通体系の構築	—	
果たすべき役割に対する取り組みの方向性	□地域全体を見渡した総合的な公共交通の形成	方針1：地区間の連結強化	方針1-2：鉄道を含む総合的かつ持続安定的な交通ネットワークの再構築
	□公共交通の活性化及び再生に向けた取組	方針2：運行状況のモニタリング	方針2-2：定住の促進と暮らしやすさを確保するための交通利便性の向上
	□住民の協力を含む関係者の連携	方針3：関係者との総合連携の構築	—
	□地域特性に応じた多様な交通サービスの組合せ	方針4：持続可能な公共交通システムの構築	—
	□まちづくり、観光振興等の地域戦略との一体性の確保	記載なし	方針5-1：地域のつながりと豊かなコミュニティをはぐくむ公共交通ネットワークの構築 方針5-2：健幸都市づくりにつながる交通ネットワークの構築
	広域連携の推進	記載なし	方針6：都市間の広域的な連携を促進する交通の利便性の向上

(2) 飯塚市地域公共交通網形成計画に盛り込む(追補する)内容

◆地域が目指すべき将来像

第2次飯塚市総合計画に掲げる都市目標像である「人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住みつづけたいまち ～共に創り 未来につなぐ 幸せ実感都市 いいづか～」を本計画における目指すべき将来像とします。

人口減少、少子高齢化が加速度的に進展することにより、公共交通事業を取り巻く環境が年々厳しさを増している中、特に地方部においては公共交通機関の輸送人員の減少により、公共交通ネットワークの縮小やサービス水準の一層の低下が懸念されています。

一方で、人口減少を迎える中であって市全体の暮らしやすさを確保するためには、飯塚市立地適正化計画と連携し、中心拠点や地域拠点などの拠点（＊）を活用して、生活サービスなどが住まいの身近に存在する、あるいは公共交通により容易にアクセスできる都市環境を実現する必要があります、そのためには持続安定的な交通ネットワークを確保する必要があります。

特に自動車を運転しない人に配慮した、歩いて暮らせるまちづくりを推進し、誰もが生活サービスを利用しやすい都市構造の形成に取り組むことで、飯塚市総合計画の都市目標像である「住みたいまち、住みつづけたいまち」の実現を目指します。

(※) 拠点とは、多年にわたる投資の蓄積により生活サービスや行政サービスが一定程度集積し、古くから地域住民の暮らしや交流を支えてきた地域で、将来にわたり生活圏の中心となることが見込まれる地域です。(立地適正化計画 P60～P62参照)

方針1-2：鉄道を含む総合的かつ持続安定的な交通ネットワークの再構築

本市には多様な交通手段が存在しています。鉄道はJR筑豊本線、篠栗線、後藤寺線の3路線で構成されており、バスは民営バス（西鉄バス、JR九州バス）、コミュニティバス、予約乗り合いタクシー、平成27年からは街なか循環バスも運行の実証実験を行っています。一方、利用者については、新飯塚駅での増加を主要因として鉄道乗降客数は増加傾向にありますが、民営バス利用者は減少傾向が続いています。

地域社会の活力を維持・向上させるうえで、公共交通は非常に重要な役割を担っています。利用者減がサービス低下や路線廃止につながり、それがさらなる利用者の減少を招くような負の連鎖を断ち切るためには、多様な地域公共交通サービスの連携による利便性の向上を図るとともに、地域の実情に応じたきめ細かな交通体系のあり方を構築する必要があります。このため、路線バス及びコミュニティバス、そして鉄道等が総合的かつ効果的・効率的に機能するよう持続安定的な交通ネットワークの再構築を図り、将来にわたり暮らしやすいまちを目指します。

方針 2-2：定住の促進と暮らしやすさを確保するための交通利便性の向上

公共交通の活性化を図るためには、公共交通の利用者を確保することが重要です。人口減少下の中でも暮らしやすさを確保するため、今後のまちづくりにおいては、暮らしに必要な生活サービス施設や公共公益施設のある程度の集積の見られるエリアの周辺に居住を誘導し、さらに区域外においても公共交通を利用して拠点内の都市機能を利用できる拠点連携型の都市構造を構築することと合わせて、交通体系を整備し利便性を高めていくことで、利用者の確保に努めます。

また、飯塚市は福岡都市圏や北九州都市圏とのアクセスに恵まれており、本市の強みとなっています。都市圏への人口流出の抑制と都市圏からの居住者を拠点や駅周辺に誘導していくため、交通結節点となる主要鉄道駅や飯塚バスターミナル周辺などの都市環境を高めるなど、まちづくりと連動した交通環境の充実を図ります。

方針 5-1：地域のつながりと豊かなコミュニティをはぐくむ公共交通ネットワークの構築

人口減少がもたらす影響として、生活利便性の低下とともに、住民相互の交流や地域とのつながりが希薄化し、コミュニティ活動の維持が困難になることが懸念されています。一方、本市のまちづくりの基本的な考え方として、市民と行政が協働で創るまちづくりを掲げ、12地区の地区公民館を活動拠点に、まちづくり協議会を中心として展開されるコミュニティ活動を支援しています。

人口減少の中でも活発なコミュニティ活動の展開が図られるよう、居住エリア内の活動拠点への移手段を確保するだけでなく、拠点間の連携を強固なものとし、地域間交流を活発化させることで市域全域におけるコミュニティが構築できるよう、公共交通ネットワークの再構築、活性化を図ります。

方針 5-2：健幸都市づくりにつながる交通ネットワークの構築

都市の機能が歩いて動ける範囲内にまとまったエリアまで公共交通で移動して、健康づくりやコミュニティ活動に参加することは、自然と歩くことにもつながります。人や自然とのつながりを体感しつつ、日々の生活の中で歩くことを中心に身体活動を増加させることは、「健康」に寄与することが実証されています。

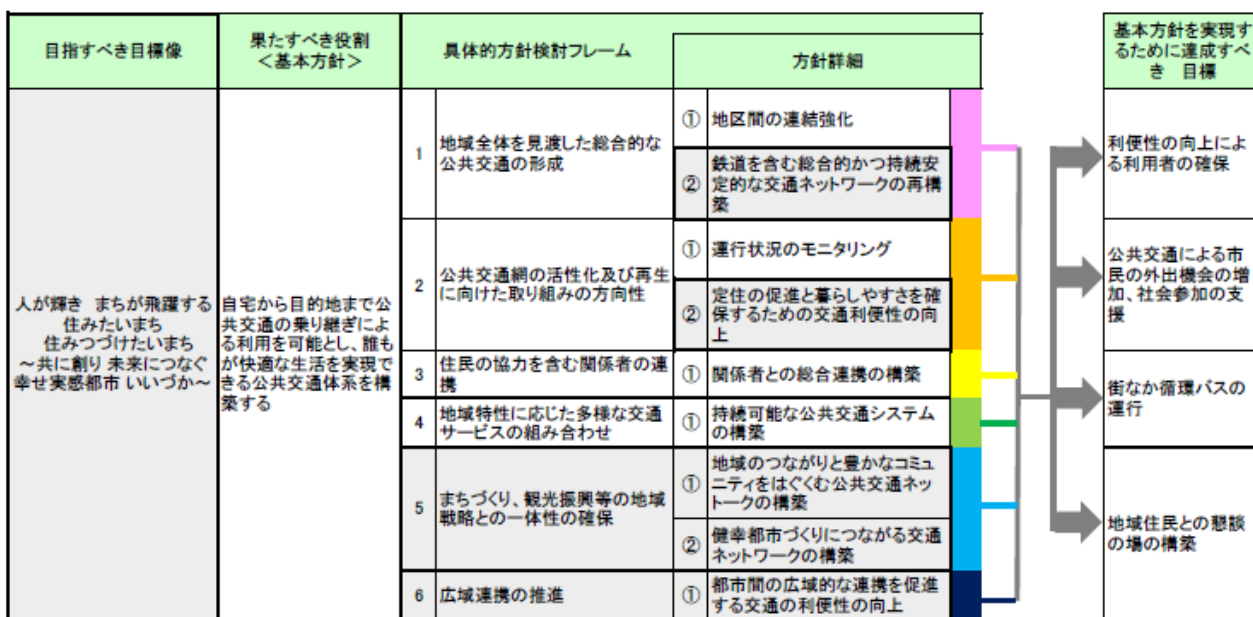
本市では、「健幸都市づくり」を掲げ、少子高齢社会に対応した誰もが歩いて暮らせる都市の実現、市民が健康で生きがいをもって暮らすことができる都市の実現を目指しています。本市が目指す「健幸都市」実現のため、過度に自家用車に依存しないコンパクトなまちづくりとともに、外出機会や交流機会を増加させるため、拠点間の交通ネットワークの確保を目指した地域公共交通の再生に取り組みます。

方針6：都市間の広域連携を促進する交通の利便性の向上

飯塚市に近接する嘉麻市、桂川町は、経済、社会、文化をはじめ住民生活において密接なつながりを有し、市町の行政区域を超えた一体的な生活圏域を形成しています。人口減少、少子高齢化が進展する中、近隣市町が相互に連携し、圏域全体で安心して暮らせる生活圏の形成を図るうえで、交通サービスの確保は不可欠です。さらに、主要鉄道駅周辺の再生は公共交通の機能強化だけでなく福岡都市圏、北九州都市圏とのアクセス強化につながり、圏域全体の定住促進が図れるものと考えます。これらのことから地域公共交通ネットワークの構築にあたっては、広域連携の視点を持って取り組みます。

路線バスについては、JR各駅への路線の拡充や既存路線の増便・増結を民間交通事業者と協議し、JRには、福北ゆたか線の複線化、駅の無人化及び普通列車の通過の改善を要望するとともに、パークアンドライド(※1)などに適した駐車場の設置を含め、駅周辺の整備や駅のバリアフリー化等に取り組んでいきます。また、福岡市営地下鉄福岡空港駅とJR篠栗線の接続について、関係機関と連携を図りながら取り組みます。

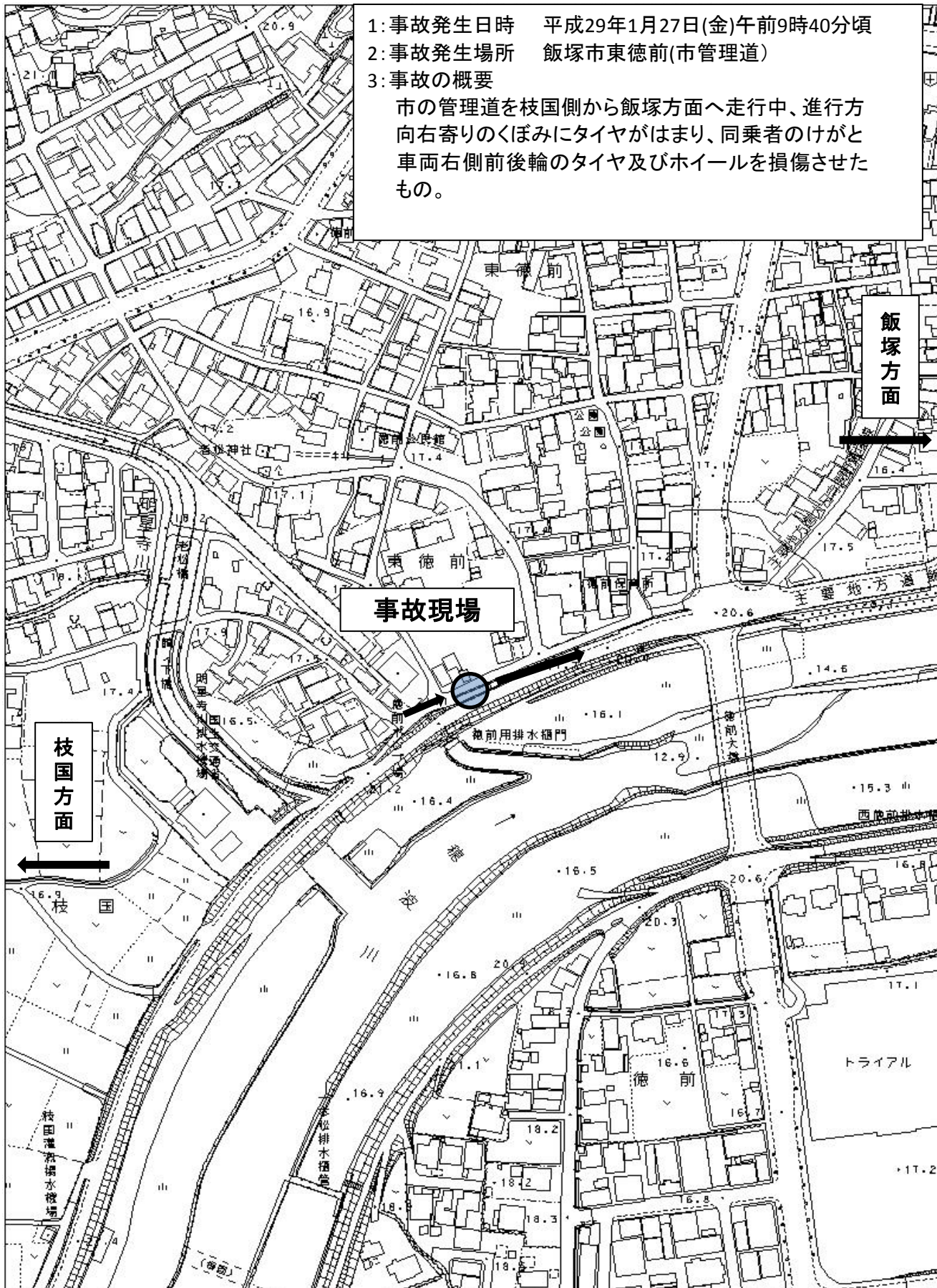
飯塚市地域公共交通網形成計画 展開図

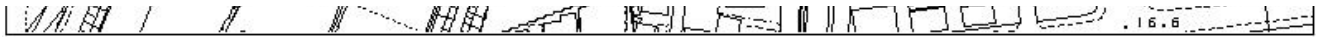


□……追補版においてあらたに補完した内容

東徳前の車両損傷事故 事故現場見取図

経済建設委員会資料
平成29年3月13日提出





要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の公表について

建築物の耐震改修の促進に関する法律が平成25年11月に改正施行され、病院、店舗等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの（要緊急安全確認大規模建築物）の所有者は、耐震診断を行い、その結果を平成27年12月31日までに所管行政庁へ報告することが義務付けられました。

この度、所管行政庁（福岡県）に対して報告した下記の施設の内容が、福岡県より公表される事と成りましたのでご報告いたします。

記

No	建築物の名称	No	建築物の名称
1	伊岐須小学校	2	菰田小学校
3	庄内小学校	4	上穂波小学校
5	筑穂中学校	6	二瀬中学校
7	飯塚小学校	8	飯塚第一中学校
9	飯塚第二中学校	10	飯塚東小学校
11	穂波西中学校	12	立岩小学校
13	鯉田小学校	14	穂波東中学校
15	鎮西中学校	16	潤野小学校
17	蓮台寺小学校	18	飯塚オートレース場第一スタンド
19	飯塚オートレース場第二スタンド	20	飯塚市役所本庁舎
21	飯塚第一体育館		

No18・19の飯塚オートレース場に関しては、耐震診断を実施し、結果を報告しております。

工事請負変更契約報告書（上下水道局 総務課）

経済建設委員会資料
平成29年3月13日提出

事業名	工 事 名	契約者名	変更契約金額	変更増減額	原契約金額	落札率	変更契約工期	原契約工期
下水	鎮西中学校区小中一貫校 汚水管渠新設工事	株式会社 多田組	84,541,320 うち消費税 6,262,320	3,597,480 うち消費税 266,480	80,943,840 うち消費税 5,995,840	85.85%	(工期変更なし)	平成28年 6月21日から 平成29年2月24日まで

※主な変更理由

実施に伴う現地試掘の結果、地下水を多く含んだ地盤が確認され、一部区間において推進可能な工法に変更したことによる増工

公共施設等のあり方に関する第3次実施計画(素案)に関する市民懇談会中間結果

①開催日時・参加状況

市民懇談会1回目			
地区	開催日	時間	参加人数
鯉田	平成28年11月29日(火)	19:30～	12名
鯉田	平成28年12月6日(火)	18:30～	19名
穂波	平成28年12月7日(水)	19:00～	53名
飯塚	平成28年12月8日(木)	19:00～	8名
鎮西	平成28年12月14日(水)	19:00～	14名
筑穂	平成28年12月15日(金)	19:00～	28名
菰田	平成28年12月16日(金)	19:30～	38名
庄内	平成28年12月19日(月)	19:00～	13名
飯塚東	平成28年12月21日(水)	18:00～	21名
立岩	平成28年12月22日(木)	19:00～	16名
幸袋	平成29年1月17日(火)	14:00～	24名
二瀬	平成29年1月30日(月)	16:00～	23名
合 計			269名

市民懇談会2回目			
地区	開催日	時間	参加人数
鯉田	平成29年2月20日(月)	19:00～	5名
鯉田	平成29年2月7日(火)	18:30～	21名
穂波	平成29年1月25日(水)	19:00～	41名
飯塚	平成29年2月24日(金)	19:00～	6名
鎮西	平成29年2月27日(月)	19:00～	12名
筑穂	平成29年3月下旬(予定)		
菰田	平成29年3月10日(金)		
庄内	平成29年3月1日(水)	19:00～	38名
飯塚東	平成29年2月13日(月)	18:00～	17名
立岩	平成29年2月28日(火)	19:00～	3名
幸袋			
二瀬			
合 計			143名

②懇談会での意見等(平成29年1月30日現在)

1. 公共施設のあり方に関する第3次実施計画(素案)の策定方法に関する意見			現時点での市としての考え方
1	穂波	素案は市民文教委員会で審議はされたのか。	10月から11月にかけて、すべての常任委員会へ報告しています。今後も議会に報告していきます。
2	鯉田	公共施設の全てについて自分たちの目で確かめ、策定したのか。	この素案は、所管課とも協議の上策定したものであり、現状を踏まえたものです。
3	鯉田	審議会を設置して検討したのか。	市の附属機関である行財政改革推進委員会でご審議いただきました。
4	鯉田	・計画書はどうやって作ったのか。市民の意見は聞いたのか。 ・P7の「個別施設の評価シート中の区分の考え方」とは、どういった人たちが考えたのか。	今回の計画は国のモデル事業として採択され、大学の先生や民間のシンクタンク、民間事業者、飯塚市からなる、公共施設等マネジメント研究会という組織を設置し、その中で客観的な指標を設定し、市役所の公共施設を管理している部署と協議を行いながら素案の策定をおこないました。今回の素案は、あくまでもたたき台として策定いたしました。また、平成27年6月に公共施設等に関する市民アンケートを実施しており、多くの意見をいただいております。現在、この素案について、市民意見募集を行っており、12地区での懇談会を開催し、素案についてのご意見をいただいているところです。
5	穂波	整備計画(案)を策定するにあたり、どれだけの人の意見を聞いたのか。アンケートは取ったのか。	
6	鎮西	評価区分を作るうえで市民の声を反映させるべき。	今回の計画は市民にわかりやすいように、このような評価区分を設定しています。今後より効果的な評価指標があれば付け加えていきます。また今回の計画は、5年を目途に見直しを行うことが出来るように策定しています。その際は、市民の方々も参加していただけるような、施設の外部評価を実施したいと考えています。
2. 計画素案に関する意見			現時点での市としての考え方
1	筑穂	過疎地域だからこそ公共施設は残すべき。	今後も地区公民館など、市民サービス上必要な公共施設等は残していきます。例え廃止する場合でも、機能統合など出来るだけサービスの低下につながらないように検討します。
2	飯塚東	【3.計画の指針——②配置の最適化】の部分に「多機能化による施設の複合化」とあるが、どういう意味か。	公共施設の延べ床面積を縮減するにあたっては、施設の空きスペースなどを有効に活用することも手法の一つと考えています。たとえば、支所などの空きスペースに他の機能に移設し、その施設本来の設置目的だけではなく、複合化するような検討をいたします。
3	飯塚東	市民が使う公共施設を減らして、本庁舎だけが増えるのはおかしい。	合併に伴って本庁舎に配置している職員数、文書量が増加していることから、職員一人当たりの必要延べ床面積を分析し、先進地事例なども参考にして新庁舎の延べ床面積になっています。また、穂波支所にある教育委員会の移設や、筑穂支所にある総合文書庫の移設など、これまで分散されていたものについて、集約を行いますので、それらも面積が増えている要因となっております。
4	飯塚東	将来を見据えて拡充と縮減をしっかりと考えるべき。	人口減少により、将来の市民にとって、公共施設の維持管理経費が過重な負担とならないようにする一方で、今後の市民サービスに必要な施設は拡充する必要があります。児童センターなどの子育て支援施設は拡充しています。
6	鯉田	支所は地域の拠点であるため残してもらいたい。	支所は市民サービスに必要不可欠であり、地域の拠点として、その機能を廃止する方針はありません。

7	鎮西	穂波支所、筑穂支所の利用率、延べ床面積のどれくらいの割合を 実際は使っているのか。	穂波庁舎は延床面積約9,300㎡の4階建てです。平成29年度には教育委員会が新庁舎へ 移転することから、3階と4階が空くこととなりますので、穂波公民館と図書館を移転し、そ 他の部分については、民間貸付する計画案としています。筑穂庁舎は延床面積約5,700 ㎡の5階建てです。筑穂庁舎2階にある総合文書庫が新庁舎へ移転しますので、筑穂公民 館機能の一部を移転する計画案です。また、4階部分については、現在も民間貸付を行っ ています。このように比較的新しい施設で空いたスペースについては有効活用策を検討 していきます。
14	鎮西	地区によって公共施設の配置が豊かな所と鎮西地区のようにそう じゃない所がある。住民にとって効果的な配置を考えてほしい。	公共施設は、地域コミュニティ維持のために必要不可欠でありますので、公共施設等の減 少に伴う著しい市民サービスの低下を招かぬよう、公共施設等の役割機能に応じた効率 的で効果的な配置を進めます。
3. 市民意見の反映に関する意見			現時点での市としての考え方
1	筑穂	今後この計画を見直すのであれば、利用者の方々や地元の自治 会長たちと協議をしながら進めてほしい。	自治会長会への説明が必要ということであれば、今後も説明していきます。
2	筑穂	まちづくりを進めていく中で公共施設は非常に大きな役割を果たす わけだが、住民の意見を聞くということでも自治会長会の方でも説 明をしてもらうことは可能なのか。	
3	筑穂	意見募集に書いたものは公表されるのか。	
4	穂波	我々の意見はどこまで聞いてもらえるのか、どう処理されるのか。	
5	飯塚東	市民の意見をどんな形で反映するのか。	
6	幸袋	この計画は我々の意見で是正されるのか。	
7	飯塚東	この素案の中で優先順位があるのか。	
4. 懇談会のあり方に関する意見			現時点での市としての考え方
1	鎮西	まちづくり推進課も一緒に来てほしい。	協議に必要な部署については、出来るだけ参加するよう対応します。
2	穂波	次回は部長を連れてきてほしい。	
3	穂波	次回の懇談会は早めに通知をしてほしい。 公民館は社会教育や、文化の発信地であるため建物に移るだけ で済む問題ではない。生涯学習課がどのような考えをもっている のか聞きたい。	
4	穂波	自治会長に動員をかけて今日の懇談会を行うべき。	
5	鎮西	飯塚市のHPに入っても、「公共施設等のあり方に関する第3次実 施計画(素案)」がどこにあるのか分かりづらい。また、回覧で今日 の懇談会が開催されることを通知しても来る人数は7人だけで非常 に少ない。広報の仕方を考え直したほうが良いと思う。	
6	幸袋	今日の懇談会に来ている男女の比率として圧倒的に男性の方が 多い。男女ともに来てもらえるように働きかけてもらわないと、後で 見直した時に失敗したということになりかねない。	
5. 跡地、跡施設に関する意見			現時点での市としての考え方
1	穂波	平成28年4月の市報に「未利用市有地の積極的な売却を進め、財 源確保に努める」と、市政方針を市長が述べていたが、楽市小学 校を取り壊し売却したところで一時的な財源にしかならないと思う。 その後の利用計画はあるのか。	未利用市有地を売却することで、民間活力を取り入れた地域の活性化につなげることや、 固定資産税等の歳入確保により、今後の人口減少に伴い見込まれる厳しい財政状況をい くらかでも打開できればと考えております。このような視点から跡地、跡施設につきましても 市としての有効活用策を十分に検討し、利活用が見込めない場合は売却することとして おります。
2	穂波	穂波庁舎の3階にある教育委員会が新庁舎に移転した場合は貸 付を検討するとあるが、貸付をするとしたら具体的にどういったと ころを検討しているのか。	穂波庁舎の改修経費も必要なことから、家賃収入が確保できるような貸付を検討します。
3	鎮西	学校跡施設を考える上で、地域の防災機能をどうしていくのかを明 確にしてほしい。	学校の跡地、跡施設は、地域住民の意見を聞きながら有効活用策を検討するとしていま すので、今後とも協議をさせていただきます。
4	立岩	立岩公民館の跡地を有効に活用してもらいたい。	跡地、跡施設は市民の方々との共有の財産であると考えています。原則売却の方針とし ておりますが、地域の方々との協議をさせていただきながら、有効な活用策を検討します。
5	鎮西	小学校、中学校の跡地は居住者を増やす目的から、住宅メーカー への譲渡を考えていると以前から言っているなら、居住誘導型など という言葉で鎮西地区を表しても良いのではないのか。 無駄なものを減らしていくのは構わないが、住民が増えて行くこれ からの鎮西地区のことを、市としてはどのような考えを持っている のか知りたい。 指定管理者にまちづくり協議会を考えているという話があるが、今 日はまちづくり推進課が来ていない。どうやってまちづくりをして いくのか、何をすべきなのか分かりようがない。	飯塚市立地適正化計画において、鎮西地区については小中一貫校周辺をコミュニティ拠点 と位置づけておりますが、都市計画の用途地域の指定がありませんので居住誘導区域は 設定しておりません。 鎮西地区には、小中一貫校や嘉穂高等学校附属中学校の開設など教育環境の充実が図 られているエリアや八木山地区をはじめ豊かな自然と農地にはぐまれたエリアなど特徴 的なエリアが複数存在します。このような地域の特色を活用したまちづくりについて、地 域の方々との意見交換を行っていただければと考えています。 また、指定管理者にまちづくり協議会を考えている件やどうやってまちづくりをしてい くか等については、まちづくり推進課が現在、各地域に入り話し合いをしているところ です。今後も、引き続き地域の方々と一緒にまちづくりについて考えていきたいと思 っています。

6. 公民館の最適化方針に関する意見			現時点での市としての考え方
1	鯉田	人口が減っていくから施設を減らすということに一定の理解はできる。ただ、地域の公民館はまちづくりを担っていく施設であるため、機械的に減らしていくのはいかがなものか。	現在12地区にある公民館のあり方について、検討を行っていますので、その中で具体的な縮減方法等について検討します。
2	鯉田	一律20%の削減なのか。鯉田公民館に対する考え方を聞きたい。	
3	幸袋	延床面積を削減するということは改築が基本的な条件になると感じているが、その捉え方で良いのか。	
4	幸袋	12地区のまちづくり協議会の中でも活動している所とそうじゃない所があるのに、活動内容等を無視して公民館を縮減するというのが市の考え方なのか。	
5	飯塚	空きスペースの有効活用として「和室などの低利用(低稼働)スペースは、多機能化などにより有効活用を図ります。」とあるが、具体的にはどういうことか。	
7. コミュニティセンター化に関する意見			現時点での市としての考え方
1	穂波	公民館の法的根拠とコミュニティセンターの法的根拠を教えてください。コミュニティセンター化する意味を知りたい。	地区公民館は社会教育法に基づき設置し、コミュニティセンターは特段の法的根拠はなく、市町村の条例に基づいて設置します。公民館は社会教育法に基づき、主として青少年や成人に対して行われる社会的な教育活動である社会教育事業を担ってきましたが、コミュニティセンターは、社会教育事業に加え、地域の子育てや福祉、防災など様々な活動の場となり、住民相互の交流の活発化が図られる「地域コミュニティの拠点施設」に位置づけています。また、コミュニティセンターにおいては、筑穂庁舎で実施している「ふれあい市」(地元野菜などの販売)等も実施でき、施設利用にあたっては、地域のニーズに柔軟かつきめ細かに対応できるものと考えています。さらに、地域のニーズに対応し、課題の解消を効果的に図るためコミュニティセンターを活用し、まちづくり協議会との連携のもと協働のまちづくりをこれまで以上に進めていきたいと考えており、移行時期について検討しています。コミュニティセンターの運営においては、まちづくり協議会をはじめ地域の皆様とともに行っていきたくて考えております。人口減少の中、公共施設の規模は全体的に縮小していくこととなりますが、センターの役割を多機能化し、柔軟な運営を行うことで、地域に身近な中核となる施設としての活用を図っていきたくて考えております。また、最適化方針に指定管理者とありますが、地域の住民の団体の方などを想定しており、例えばまちづくり協議会などの方々が自分たちのコミュニティセンターを運営していくようなイメージで、維持管理経費は、指定管理料として市からまちづくり協議会へ支払うことを想定しています。指定管理者については記載内容がわかりにくいのご指摘がありますので、表現は変えさせていただきます。
2	鎮西	公民館とコミュニティセンターの違いとは。	
3	鎮西	公民館の今後のあり方について。今後の鎮西地区ではどの程度の規模で、どんな内容のコミュニティセンターをつくるのか。	
4	菰田	公民館をコミュニティセンター化するとはどういうことか。	
5	飯塚	公民館という名称はなくなりコミュニティセンターという形になり、そこで収益を出して良いことになれば、喫茶店や食堂を入れたり物を売ったりできれば地域の活性を図れると思う。	
6	幸袋	P3の運営主体の最適化のところに、「地区公民館はコミュニティセンター化して指定管理者制度を導入する」とあることについて。公民館というのは社会教育法の中の公民館法に基づいて運営されているが、コミュニティセンター化したときに公民館の事業は現存としてあるのかを知りたい。また、コミュニティセンター化したときにまちづくり協議会を指定管理にするとあるが、イメージがわからない。コミュニティセンター化した場合、行政がどのように関わっていくのか知りたい。平成29年4月1日から実施されると聞いたがそれは本当なのか。	
7	幸袋	公民館をコミュニティセンター化することは今日初めて知った。こんな大事なことをなぜもっと早く説明しないのか。将来的にはまち協に委託するとあるが、維持費はどうするのか。	
8. 小・中学校に関する意見			現時点での市としての考え方
1	筑穂	小学校、中学校にエレベーターや多目的トイレをつけるべき。	大規模改造工事計画にあるものについては、今後設置することとなっていますが、計画に無いものにつきましては未定です。
2	飯塚東	小中一貫校の計画は既にあるのか。	平成23年度に策定した、公共施設のあり方に関する第2次計画というものがあり、その計画に基づいて実施しています。
3	菰田	施設分類毎削減目標総括表の中で、なぜ中学校が増えているのか。	小中一貫校を整備する上で、小中学校が廃校となりますが、減る面積を小学校、増える面積を中学校にそれぞれ集計いたしましたので、そのような表記となっています。わかりにくいというご意見が多いことから、表記については改めます。
4	庄内	施設分類毎削減目標総括表の延床面積が、小学校が減っているのに対して中学校が増えているのはなぜか。	
5	飯塚東	施設分類毎削減目標総括表の中で、なぜ中学校が増えているのか。	
9. 二瀬公民館に関する意見			現時点での市としての考え方
1	二瀬	二瀬公民館の建て替えに関して今現在の計画状況、面積について聞きたい。	現在、教育委員会と市長部局とで、公民館のコミュニティ拠点化に併せた公民館整備計画の見直しを行っておりますので、その中で面積や必要な機能について、継続して検討、協議をさせていただきます。公民館の面積につきましては、地区人口も考慮しながら計画案を策定することとしております。
3	二瀬	住民の要望を聞いてもらえる場所はあるのか。今より面積が小さくなるのは困る。	
4	二瀬	公民館をどのような基準で建てるのか。例えば、人口が5000人の地区と2万人の地区の公民館の大きさは同じになるのか。	
5	二瀬	独居老人のために民生委員等が調理実習室を使って弁当を作っているのだが、調理実習室が狭いという意見を聞いている。	
2	二瀬	場所の変更はあるのか。	
6	二瀬	検討委員会には民間の人も入っているのか。	現時点では、現地建替えて協議をしています。
7	二瀬	市の結論ありきで、我々の意見は反映されないということなのか。	現在は、市の内部で計画案を策定しておりますが、計画案が出来れば、ご意見をいただく機会を作ります。

10. 幸袋公民館に関する意見			現時点での市としての考え方
1	幸袋	要望は反映してもらえるという前提で話すが、まず公民館の利用を考えると災害時の避難場所として公民館を位置づけてほしい。なぜなら学校の体育館のように広い場所へ大勢が押し込まれての生活は、高齢者や幼児にとっては難しいからだ。公民館を耐震改修するのであれば、バリアフリー化にし、エレベーターも設置するべき。トイレは水洗で和式はやめてほしい。また、大きい部屋だけでなく、小さい部屋も災害時には必要であると考えため、効率ばかりを考えるのではなく、様々な状況を想定して見直しを行うべき。	現在、教育委員会と市長部局とで、公民館のコミュニティ拠点化に併せた公民館整備計画の見直しを行っておりますので、災害時の位置づけや、必要な機能についてもその中で継続して検討、協議をさせていただきます。
2	幸袋	幸袋公民館は何か活動するにしても狭くてできないのが現状であるため、これ以上の延床面積の削減はやめてほしい。	
11. 菰田公民館に関する意見			現時点での市としての考え方
1	菰田	菰田公民館は倉庫が外にあり、それも含めれば200㎡は越えると思うが、建て替えの対象に入るのか。倉庫が耐震基準を満たしていない場合は新しく建ててほしい。	現在、教育委員会と市長部局とで、公民館のコミュニティ拠点化に併せた公民館整備計画の見直しを行っておりますので、その中で継続して検討、協議をさせていただきます。
2	菰田	平成31年度までに耐震診断を終わらせることができるのか。	
3	菰田	大規模改修ができるのであれば良いが、ずれ込めばずれ込むほど不良箇所が増えるのが心配。	
4	菰田	建て替える場合は移転になるのか。	
5	菰田	菰田公民館の劣化状況はDとなっているが、他にDはあるのか。	
6	菰田	D判定のまま利用しなければならないのか。	
12. 立岩公民館に関する意見			現時点での市としての考え方
1	立岩	立岩公民館は老朽化が非常に進んでおり、建て替えは決まっているのだが、それまで建物がもつのか心配。予定通り建て替えは行われるのか。	今のところ、計画通り進捗しております。
13. 飯塚公民館に関する意見			現時点での市としての考え方
1	飯塚	飯塚公民館で不便なところが2点。一つ目が、車の乗り入れ。緊急避難所になっているが消防車や救急車は道幅が狭く入らない。二つ目は、駐車スペースの少なさ。催し物がある時は坂道の所まで車が並べて駐車されて出入りがしにくい。横にある本町の駐車場に空きスペースがあるため、そこを有効利用できるように配慮してもらえたら助かる。本町に新しくできた施設を利用する人は4時間無料で駐車できると優遇するのであれば、公民館利用者にもその程度は優遇し、市民が使いやすいようにしてもらいたい。	進入路が狭隘なことについては、解決することが非常に困難です。しかしながら、駐車スペースの確保等、いただいたご意見については、今後も継続して協議させていただきます。
2	飯塚	和室と第2研修室を一本にしてしまえば利用率が上がると思う。	大規模改修工事を行いましたので、当分の間は現状どおりです。
4	飯塚	飯塚公民館は今までどおりなのか。	
14. 穂波公民館・公民館ホールに関する意見			現時点での市としての考え方
1	穂波	旧飯塚市には8つの公民館があるのに対して、旧4町にはそれぞれ1つしかない。そのため、単純に一律20%減らす考えには納得ができない。例えば穂波は現在2万5千人で、菰田は3.5千人で一つの公民館を利用している。こういったところを加味しながら公民館整備に努めてもらいたい。公共施設については災害時における住民の生命、財産を守る重要な施設なので、ある程度計画的な配置を考えてほしい。	本計画案は、平成29年3月末までに策定することで、検討してまいりましたが、様々な課題や問題点があることから、今後も時間をかけて、穂波庁舎や公民館、図書館、保育所のあり方について市民の皆様と協議を行いながら、継続して検討させていただきます。
2	穂波	新しい施設が出来たら文化が発展するのか。見通しはしているのか。	
3	穂波	再編整備計画について今日出席している人たちは皆反対していると思う。保育所は築市に建てるべき。穂波庁舎に公民館を移すのではなく、建て替えるか、見かけは悪くても耐震構造にするなどして、今あるこの場所から動かさないようにすべき。	
4	穂波	合併協議書は読んだことがあるのか。その協議書に沿って検討されているのか。この意見がどこまで吸い上げられるのか心配。	
5	穂波	穂波公民館が穂波庁舎に移転するとなれば、公民館ホールなど今と同等の設備をそろえるのは難しいことだと思う。また、4階となると高齢者の方々はエレベーターで上がらなければならないため、利便性が悪くなる。今後もこの場所で利用していきたい。	
19	穂波	旧飯塚地区は、公民館を建て替えるところがあると聴いているが、なぜ立て替えるのか。	旧飯塚地区で立替予定の公民館は、鎮西、二瀬、鯉田、立岩です。鎮西、二瀬については、旧耐震基準以前の建物であるため改修ではなく建替えとしています。鯉田については、敷地の地盤沈下が現在も続いており、現在地以外に移設して整備することとしています。立岩については、新耐震基準以前の建物であり、大規模公民館であるため、改修であっても多額の費用を要することから、原則としている耐震補強による整備以外の整備も検討するとしています。
20	穂波	合併以降の穂波地区における、公共施設等の整備状況はどうなっているのか。	また、合併以降の穂波地区における公共施設等の整備状況ですが、市立病院建替事業、穂波東小中一貫校建設事業を行っており、今後は若菜児童館建設事業、椋本児童館建設事業、平恒・築市統合保育所などを予定しています。
21	穂波	文化祭には1300人、公民館まつりには600人もの人が集まるのに、穂波庁舎の4階のように狭いところではイベントができない。	大規模なイベントを行う際には、穂波体育館も活用することを想定しておりますが、今後も時間をかけて、穂波庁舎や公民館のあり方について市民の皆様と協議を行いながら、継続して検討させていただきます。

15. 庄内公民館に関する意見			現時点での市としての考え方
1	庄内	ハーモニーにかかった修繕費の内訳を知りたい。また、庄内公民館は劣化状況がC判定で庄内ハーモニーはB判定となっているが、将来的にハーモニーに移転するのであれば、ハーモニーを修繕した方が良いのではないかと。	福祉施設としての機能と、公民館機能を分ける必要はあると考えますので、具体的な内容については、公民館整備計画の中で検討します。また、平成28年度から5年間の指定管理者制度を導入しており、この期間中に現指定管理者と協議を進めて今後の方向性を決めて行くこととなります。また、ハーモニーにかかった修繕費ですが、主に空調機やボイラーといった設備面の修繕が多く、合併以降の修繕費は、約1千9百万円くらいです。
2	庄内	公民館をコミュニティセンター化して現在のハーモニーに移転する案が出ており、ハーモニーは福祉施設であるが、整合性は取れるのか。また、ハーモニーは既に指定管理者制度を導入しているが、その問題はどうか。	
3	庄内	ハーモニーに増改築等の費用をかけるのであれば、今の庄内公民館に改修費用を回せば良いのではないかと。我々は災害時の安全も考えてこの場所に公民館があった方が良い。	
16. 庄内体育館に関する意見			現時点での市としての考え方
1	庄内	庄内体育館は、学校体育館の更新に合わせて機能を移転して廃止とあるが、庄内体育館の1日あたりの利用者数は66人で、この人数が学校内を出入りする場合は、子どもたちの安全面は大丈夫なのか。事例があるのか。また、学校の時間と競合することによってお互いが不便に感じるのではないかと。	庄内体育館については、当分の間存続としております。学校体育館の更新時期には、機能移転を検討させていただきますが、その際にはご指摘の課題・問題点について、十分に協議をさせていただきます。
17. 穎田体育館に関する意見			現時点での市としての考え方
1	穎田	穎田の体育館はどうか。	平成21年に策定された、「公共施設等のあり方に関する第1次実施計画」におきましては、「安全面での課題・問題点があることから、穎田小・中一貫校の体育館建替え時に合わせて廃止する。」となっております。現在、飯塚第1・第2体育館、穂波・穎田武道館を含め、そのあり方について、専門部署を設け、体育施設再編整備計画を策定中ですので、今後その中で検討いたします。また、トイレや雨漏りなどの不具合については、関係課と協議を行っておりますので、個別に協議をさせていただきます。
2	穎田	穎田体育館のトイレが使えない。去年の寒波で壊れて以来、水圧がなくて流れない。	
18. 楽市・平恒統合保育所に関する意見			現時点での市としての考え方
1	穂波	法律的に4m幅ではだめなのか。なんという法律か。楽市小を建設した頃は大丈夫だったのか。	都市計画法上、敷地が3,000㎡を超える場合には、開発行為となり、幅6m以上の道路を設置する必要があります。この法律は、平成19年度に施行されており、楽市小学校建設時には問題ありませんでした。
2	穂波	楽市保育所、平恒保育所を統合するのは構わない。ただ、現在の穂波公民館敷地にもってくるのは交通量が多く危険なため、今ある楽市保育所の場所に建てるべきだ。	
3	穂波	この辺の地理的なものは全部知っている。楽市小の進入路の問題は解決できるはず。現穂波公民館敷地に保育所を建てること自体おかしい。	
			楽市・平恒統合保育所の建設位置につきましては、穂波公民館整備計画とも関連することから、今後も継続して検討させていただきます。また、楽市小学校跡地・跡施設については、引き続き地域住民の方々との協議を進めていきます。
19. 市営住宅に関する意見			現時点での市としての考え方
1	穎田	市営住宅が現在4,422戸あるということだが、入居率はどのくらいか。	8割程度です。
2	穎田	入居者の高齢化が進んでいるので、自然減となるのではないかと。	
3	穎田	飯塚市にとって市営住宅が重しになっているのであれば、そういった転居を進めていって一般の公共施設を少しでも維持していくことが重要である。	
5	飯塚	何年かに渡って転居を進めていき居住者がいなくなった市営住宅のその後の計画は各地区で決まっているのか。また、空家になればすぐに取り壊しになるのか。	
6	筑穂	市営住宅がなくなると、近隣とのコミュニケーションが希薄になってくるから、きちんと実態に合わせて検討いただきたい。	
20. 男女共同参画推進センター、人権センターに関する意見			現時点での市としての考え方
1	筑穂	男女共同参画推進センターや人権センターについては政策的に市が設置した施設なので、稼働率が低いから見直すのではなく、逆に稼働率を上げるような方策を考えていくべき。	意見のとおりであり、運営方法の最適化について、様々な方策を検討させていただきます。

21. 普通財産に関する意見			現時点での市としての考え方
1	穎田	今話した中にサンシャイン穎田の手前の公民館は入っているのか。全体を見ながらやってほしい。5年に1度ではなく、3年に1度の見直しにしてほしい。行政だけで話を進めるのではなく、地元の事業者等の知恵を借りながら行うべき。	跡地、跡施設は市民の方々と共有の財産であると考えています。原則売却としておりますが、市としての活用策も検討し、地域住民の方々と協議させていただきながら、有効な活用策を検討します。また、高齢者福祉センターにつきましては、現在まちづくり協議会へ貸与しており公共施設ではありません。今回の計画は、行政財産を対象としており、今後のありかたについては別途協議となります。
2	穎田	高齢者福祉センターは残るといったことなのか。	
3	穎田	行政財産だけでなく、普通財産であっても皆が使っている施設なのだから、関連のある所管課と連携を図り計画を進めていくべきなのではないか。	
22. その他の意見			現時点での市としての考え方
1	飯塚	少年相談センターの場所は以前は東町交番で地域防犯の要であった。一番の繁華街である東町や御幸町に交番がないため、是非この場所に交番を戻してほしい。	福岡県警の管轄となりますので、確実なことはお答えできませんが、地元の総意ということであれば、地元から要望することは可能と思われます。
2	穂波	公の建物以外に我々が暮らして一番思うのが、穂波は下水道の設備が行き渡っていないということ。これらも、公共施設の一貫として捉えてほしい。	汚水の整備計画につきましては、平成26年度に飯塚市全域におきまして「飯塚市汚水処理構想」を策定し、各種整備手法（公共下水道、コミプラ、合併処理浄化槽、農業集落排水等）によって整備区域の設定を行っております。この設定区域を基に公共下水道の整備を促進しているところです。又、この構想は今後の人口減少や財政状況等の社会情勢を考慮し、見直しを行ってまいります。
3	鎮西	立地適正化計画の都市機能誘導区域の類型に、中心拠点型、地域拠点型、コミュニティ拠点型、暮らし維持型、学園都市型があるが、鎮西地区はどれに当てはまるのか。	本計画では、地区公民館周辺を「コミュニティ拠点」と位置づけ、多世代の交流や地域間連携の促進を図っていきたいと考えており、鎮西地区につきましては、小中一貫校飯塚鎮西校周辺をコミュニティ拠点と位置づけています。なお、都市計画の用途地域の指定のない区域は誘導区域から除いておりますので、当該エリアに区域は設定しておりません。鎮西地区は、八木山地区をはじめ豊かな自然があり、これを地区の特徴と捉えています。農地の保全などを考えた場合、用途地域の指定は農地の宅地化や住宅開発につながる可能性がありますので、慎重な対応が必要と考えています。
4	筑穂	若者は次々に筑穂を離れ、過疎化が進んでいる。その理由として、働く場所の問題や子育てする環境が他の地域の方が良いからだということが挙げられる。人が住みやすい環境を整えることが必要である。	人口減少は避けては通れませんが、少しでも緩やかにする方策は必要です。今後とも定住化施策を行っていきます。
5	穂波	人口が減少するという統計が取られているが、竜王山の下を掘って福岡市内から地下鉄を通せば人口減にはならないのではないか。むしろ増えるのではないか。そういったプランは持っていないのか。	
6	幸袋	まず人口減少についての対策から行き、若い力を飯塚市の将来の改革の力にすべき。そうすれば、縮減も食い止められるのではないか。	
4	穎田	市営住宅に関して、高齢化が進み人口が減れば、団地に住む人も減り、ある意味で自然減少という部分もある。ただ、減らすだけの政策ではなく、若者が増えるような政策を考えるべき。	
7	筑穂	過疎地域自立促進計画について動きがあれば筑穂地区にも知らせしてほしい。	
8	幸袋	目尾地域振興基本計画は置き去りにされているのではないか。	市の施策を実現するための、計画策定等につきましては、議会や市民の皆様のご意見を伺いながら、策定に努めます。
9	二瀬	穂波の体育館とB&Gの体育館の跡地に住宅が建つという噂を聞いたがどうなのか。	平成29年3月下旬に、幸袋自治会長会において、目尾地域振興基本計画の進捗状況についてご説明させていただくこととしています。
10	二瀬	相田保育所はいつの間にか無償譲渡になっていた。	そのような計画はありません。
			本市は合併以降、他市と比較して保育所が多かったため、計画的に民営化する方針を定め、民営化を進めました。民営化は条例事項であり、議決が必要ですので、そのような手続きを踏まえ民営化しています。また、有償・無償の判断につきましては、建物の老朽化度合いによって判断しており、附属機関を設置して譲渡先の選定を行っております。

公共施設等のあり方に関する第3次実施計画(素案)に関する意見募集結果

①募集期間 平成28年11月15日(火)～平成29年1月31日(火)

②閲覧場所 市ホームページ、本庁、支所、地区公民館、図書館、福祉総合センター、人権啓発センター、その他の公共施設

③提出者数 57人

今後の人口減少に伴い公共施設の延べ床を10年間で45000㎡減らすことに対する意見

1	減らすことが前提ではなく、必要な施設は積極的に拡充すべきである。
2	他市の類似団体との比較で19.3%カットすべきではない。
3	45000㎡以上の削減は必達目標だと思う。
4	計画達成後の公共施設維持費用の効果額はどれくらいか。
5	今後の財政状況を考えると、30年間で延床面積の約19.3%縮減計画では少ないと思う。類似団体に近づくためには最低でも30%以上削減すべき。
6	ハード面のデータは見事だが、市民の思いが置き去りにされている気がする。懇談会参加者の不信感は根強い。
7	穂波地域は削減対象になっている施設が多いと思う。新庁舎も旧飯塚市への建設を譲ったのだからこの点を考慮してもらいたい。
8	概ね理解している。施設を廃止するにも、新しく建ててもコストがかかる。劣化診断でB・C判定されたものをローコストで修繕し、有効活用してほしいと思っている。
9	「基本的な目安」という意味で理解できる気がするが、「平均」や「データ」や「数値」では測れない、具体的な市民の生活を配慮した施策であってほしい。
10	延床面積という具体性のない決め方は良くない。必要な場所がある。
11	市費を効果的・効率的に使用することは当然のことだが、人口が減り税収が落ち込むことを想定して動くのではなく、人口をどのように増加させていくかの議論が先行してあるべき。
12	良いと思う。
13	賛成。
14	将来、財政的に行き詰るのであれば、課題を先送りにするのではなく、住民合意を経て大胆に対応すべきである。
15	財政的見地から避けて通れぬ事とすれば、容認せざるを得ない。ただ、施策の重点がますます密度の高いところに移り、周辺部の僻遠過疎の地域が疎かにならないよう、施策を講じて頂くようお願いしたい。
16	延床面積を10年間で45,000㎡減らす前に、公共施設は高齢者や身体的問題がある者にとっても使いやすいように、エレベーターの設置やトイレを洋式の水洗にする等のバリアフリー化が優先課題だと考える。
17	人口減少、維持費、管理費のことを考えると減らすのはやむを得ないと思う。将来を担う若者、子ども対象の施設については十分検討してほしい。
18	施設のよっては運営状況、収支状況から最適化の縮減は必要だと思う。但し、施設によっては収支状況だけでなく、過疎化を止めるため維持する必要がある施設もあると思う。

今回の実施計画素案は、公共施設の建物概要、運営の状況、収入の支出の状況など、公共施設の状況をわかりやすいように整理しています。このほかに知りたい情報がありますか。

1	市営住宅を除き、劣化判定でB判定C判定とされた施設で今後10年間に掛かる修繕費の見込み額はあるのか。
2	漠然とした情報だけなので、もっと地元詳しく伝えてほしい。
3	区、あるいは全体の意義性を市は知る必要がある。
4	他の自治体との比較が多く、他の自治体よりも多いとの見解が示されているが、1市4町が合併して現在の飯塚市となっており、合併前は各市町で公共施設を保有していた経緯から、多くあるのは当然と考えるため、市として方向性を踏まえた分析が知りたい。
5	財政の硬直化等々を勘案し、公共施設の縮減の理解を求めている。一方、市町村合併後10年となるが、市の正職員・再任用・嘱託・臨時職員別の人員数及び人件費(管理委託費を含む)の10年間の年次別推移を示してほしい。市の財政改革の一端を提示してもらえると、住民サービスの低下があったとしても理解、納得がしやすい。
6	施設全般に関して、使用料金についてはどのように考えられているのか。
7	数字では分からない。実際に施設を利用している市民にとってのその施設の重要性等、把握しているのか。旧飯塚市、旧4町を10年経った今、同じ基準で考えて良いのか等、検討された事項を明らかにしてほしい。
8	利用状況等、運営の状況等の報告が中心で、地域の住民へニーズや要望を聴き取ろう、地域の公民館の活性化を考えようという点が皆無であるため、もっと参加者の意向を聞くべきではないかと考える。
9	現在、市がどのような政策、施策をしているのか、公共施設以外の問題に取り組んでいるのか、もっと地域などで説明会等を開催して情報を伝えることができないのか。
10	菰田に市議員がいないため市の情報が入りにくいので、どんな形でも良いので細かい情報がほしい。
11	青果・魚・花市場の移転の情報がほしい。移転した後の開発整備に地元の意見、要望を陳情したい。

今回の素案全体に対する意見

1	計画、調査は必要。
---	-----------

2	<ul style="list-style-type: none"> ・第1次、第2次計画を踏まえての第3次計画と考えるが、分析が弱く思える。 ・公共施設のアンケートについても回答率が悪く、それを基にしているためバックボーンがない。 ・市民の理解を得るための説明責任が果たされていない。十分な理解を求める必要がある。 ・市の将来を見据えた行政改革の必要性は社会情勢で理解するが、第3次計画の内容には疑問を感じる。もっと分かりやすく、“どうしていくんだ”との見解を示してほしい。 ・各施設について、全体は市が管轄していると考えますが、教育部間については教育委員会の見解も必要と考える。市のみでの考えでは教育現場の実態は分からないと考えるため、机上の空論でしかない。市の各機関、施設の実際の声聞き、計画を立てるべき。素案段階であるため一度全体を白紙に戻し、改めて全体の声聞き作り直すべき。
3	費用より必要性を重視してほしい。
4	施設に関わる住民の意見を重視する事。
5	今回の計画についてはよく考えられていると思う。
6	人口減少が進む中、県内でも消滅の可能性が懸念されるところが少なくない状況を市(筑穂地区)としての歯止め策を進めてほしい。
7	<ul style="list-style-type: none"> ・推進体制と外部評価の導入 推進体制…縮減目標を設定し、住民の理解を経て当面10年間の数値目標を決定したのであれば、担当部署に権限を持たせて実現を図るべきである。 委員会の構成メンバーについて…有識者、専門家のウエイトを下げ、実業家(経験者を含む)を入れてほしい。 ・公共施設の縮減だけでなく、図書館で実施されているように公民館、体育館等についても指定管理者制度を早急に導入し、経費の削減に努めるべき。
8	将来にわたる財政的見地から「計画の指針」に基づいて策定されたものと思うので、概ね容認翻って財政を豊かにする。働き場所の創出確保、若人の定着定住促進などは、本市にとって喫緊の課題だと思う。いずれも懸案の難題であるが、それ故にもっと重点的に取り組み、推進すべきである。周囲を見ると若い人は皆都会に出て、何代も続いた家が今の代までという家が少なくない。このような状況を見ると推計値以上の人口減少も想像に難しくない。
9	公共施設総合管理計画説明会の前に、飯塚市のまちづくりや男女共同参画社会の実現が市の責務であるという、男女共同参画推進条例(2005年7月1日施行)が、行政としての基本であることを無視した素案ではないのか、前提が行政として分かっていない。
小・中学校に関する意見	
1	1市4町が合併した現在の飯塚市であるため、自治体毎の比率では多くなることはありえる事である。そのことを理由に生徒数が減少したことに伴い統合等を検討していくことは安易な考えであり、各学校の特色や特徴がないがしろにされていると考える。費用対効果のみを求めるのであれば、市の小中学校を一元化し、すべての地区から市営バス等で送迎すれば良いのではないかと。やはりそうではなく、各校の長所を伸ばしていくことが必要であり、必要な公共施設(小中学校)は存続させるべき。
2	小学校等は子どもが少なくなっても、現状の場所で統合しないでほしい。
内野小学校に関する意見	
1	<ul style="list-style-type: none"> ・我が子の姿を見ている一人一人にスポットライトが当たることで自らの頭で考え、発信できる力を育てていただいた学校だと思う。地区の中でもとても大切な場所であり、その存在の大きさは、最近のコミュニティスクール化が現在通わせている保護者や子ども達も地域の住民の方々もスムーズに進められたことが表れていると思う。人数だけで判断せず、全国的にも自慢できるこの学校の良さをぜひ市の財産にしていきたい。 ・給食については、子どもたちにはどの子にも温かくできたての給食を食べさせてあげることが、大人である住民一人一人の責任だと考える。故障などが生じてもきちんと修復して自校式を続けてほしい。
2	表面に見えるのは、全校児童の減少傾向だが、“校区外登校の特別措置”を受けて、住民全体で内野小学校に通ってくれる児童の募集活動や校区外の小学児童のいる保護者への働きかけに取り組んでいる等の、地域の努力を理解していただきたい。また、本教委からの強い勧めもあり、内野小学校は2015年度より、コミュニティスクールとして学校、保護者、地域住民が協力し合って学校教育に参画する体制を整えた。地域全体が子ども達の教育、成長に関心を持って学校行事等に参加協力している。その結果が子ども達の学校生活や成績にも表れてきていると思う。内野小学校は地域の核であるといえる。
3	経済効果ばかりで教育を見るのは、これからの日本の将来が危うい。
4	仕事柄、色々な地区の子ども達を見ているが、内野小学校の児童は個性を抑圧されることなく、のびのびと生きていると感じる。それは少人数学級の成果の一つであると思う。少人数であるから一人一人に充てる時間が多く取れ、その子の性格や表情を細かく見つめることができる。地域の方々とも連携が強いため、安心して暮らすことができる。もちろん問題がないとは言えないが、モデル校となれる可能性をも感じることができる。そのような学校だからこそ、校区外からも通学している生徒が多いのではないかと。ぜひとも内野小学校を残してほしい。
5	施設の見直しも重要な取り組みだと思うが、地区を活性化(地区人口の増加)を検討してもらえないだろうか。学校がなくなれば、内野地区の人口減少が加速していくと思われる。是非とも内野小学校を残してほしい。
6	内野小学校は子どもの教育の場として絶好の学校だと思うため、是非残してほしい。
7	第一子を校区外登校で入学させ、内野小の素晴らしさに魅了され、現在は内野地区に住み、内野の自然の中で子育てをさせてもらっている。私たちのように内野小に通わせたいと思っている方が今後もいるため、存続させてほしいと思う。また、内野小は飯塚市内の小中学校の中でも学力が高いと聞いている。その理由として考えられるのが小規模校として一人一人に指導が行き届き、学校と地域が一体となった教育ができていたからだと考える。人数が減少し、完全複式学級となれば統合という考えではなく、小規模校の学力向上が見受けられるのであれば統合の対象から除外すべきだと思う。
8	校区外の方から、内野小学校の魅力を感じ将来自分の子どもも内野小学校に通わせたいという声を聞くことが多いし、地域と一体となつての活動など子ども達の成長にとっても大きな影響を与え素直な子どもがよく育っているため、この素晴らしい教育の場を残してほしい。過疎化していく中で小学校がなくなれば若い世帯は小学校の近くに移住する可能性もあり、ますます過疎化は速いスピードで進行していくと思うので是非とも素案の変更をしてほしい。
9	入学する前は人数の少なさに不安があったが、入ってみたら学年関係なく皆で仲良く遊んでおり、年下の子の面倒を見たりする事ができるようになっているため、内野小学校の様な色々な経験ができる学校は必要だと思う。
10	内野小学校は生徒数が少なくなっているが、校区外からも多数通学しているし、内野地区の住民が皆で子ども達を見守っている。絶対に残してほしい。

11	少人数で先生の目が行き届く、大変良い学校だからこれからも存続してほしい。
12	現在、内野小学校は校区外からの生徒を受け入れる事ができるため、多くの児童が校区外から通学している。それは、内野小学校に魅力があり、これまでの歴史があるからであり、一朝一夕ではないものと感じている。また、地域に根付いた学校であり、他では体験できない特色も備えている。安易に生徒数の減少のみで検討していくことは浅はかであると考え、第3次計画から文言の削除を求める。
13	内野小は地域との関わりも多く、通常の授業以外にも梅林作業や米、蕎麦作りなど貴重な体験ができる魅力ある学校である。校区外からの通学児童だけでなく、内野に移住している人も増えてきている。完全複式学級になったからといって、統廃合を検討することはこれから移住や内野小への入学を考えている人に不安を与えるため、素案から削除してほしい。
14	内野小学校は自然に囲まれ、住民は優しく、教育の場としてはとても良いと思う。子どもの声が聞こえない場所は普通ではないと思う。
15	環境にも恵まれ、授業でも内野散策ができ、地域とのコミュニケーションも取れる。娘も校区外から内野小学校に通い、毎日楽しく学校生活を送っているため残してほしい。内野小学校でしかできない事が沢山ある。
16	私には子どもが3人いる。長女は小学2年生になるが、入学時は上穂波小学校区に住んでいた。しかし、沢山の自然と触れ合いながら少人数の中で子どもの自主性を育てたいと思い、校区外から内野小学校に入学させた。学校の行事に参加する中で実感したのは、子ども達の素直さや発表会で一人一人が堂々と発言する素晴らしさである。また、保護者や地域の方と触れ合う中で、校区外ではなくこの地域で子どもを育てたいと思い、家建て転居した。内野小学校では28年度からコミュニティスクールの取り組みを始め、今まで以上に学校・保護者と地域が協力して子ども達の教育に関わっている。地域に根付いた内野小学校の存続を願う。
17	現状を強く望む。
18	・児童数は少ないが長崎街道内野宿の歴史を学んだり、地域の伝統行事や豊かな自然環境の中で学習できる特色ある学校だと思つて残してほしい。 ・我が家は校区外から通っていたが地域の方々の人柄に惹かれ、内野に引っ越した。3人目も生まれ、その子も内野小に通わせたい。私たちのように距離の問題がクリアできれば是非行きたいという声は周りでもよく聞いており、保護者間でもどうしたら来てくれるか話している。 ・昨年8月に保護者のお母さんたちと「おさがり交換会」を企画し、飯塚市内のお子さん連れが来てくださった。今年も開催する予定。少しずつ他の地域の方に内野を知ってもらう機会を作って、実態を見てもらう努力をしている。
19	内野の自然豊かな環境、内野地区の皆様の温かい見守りの中、子ども達はのびのびと育っている。是非とも学校の存続を深く願っている。
20	内野小学校は確かに児童数は多いとは言えない。しかし、他の小学校にはない特色ある学校行事や学校活動がある。その中の一つに梅活動がある。内野小の児童が梅ちぎりから選別をして梅を作るものだ。その作業は児童たちだけで行われるものではなく、PTAや地域の方々、先生方による梅林の草刈から始まる。児童たちはこうした活動を通して地域の方に見守られて、のびのびとたくましく育っていく。こんな小学校は滅多にない。小さな小学校をなくすことは簡単かもしれない。しかし、また復活させるのは困難なことである。どうか素案の変更を願う。
21	内野地区の少ない公共施設である小学校が無くなれば、内野地区だけでなく、その周辺地区の人口減少に拍車がかかることが予想に難しくない。それを助長する素案の変更を求める。
22	・学校行事の度に地域の方々から協力いただいている。もし学校がなくなってしまうようなことがあれば、地域の問題でもあると思う。 ・本校の教育環境の良さを理解いただき、校区外からも多くの児童が来校している。
23	少人数で先生の目が行き届き子ども達がのびのびと学習に励んでいるためこのまま存続させてほしい。昨年4月に長男が入学したが、毎日楽しく過ごせているようだ。
24	少ない人数だからこそ育てられる高い学習力、優しい心があると思う。完全複式学級となる時と定めず、守っていく方向で考えてほしい。
25	・内野活性化のため必要。統合は反対。 ・移住してくる人もいる。(促進案:1年間住民税無料等) ・空家対策としての移住促進を是非してほしい。
26	無くならないように願う。
27	内野小学校は140年からの歴史ある学校で、コミュニティスクールとしても地域の方々との連携を大切に進めているところである。内野小学校が完全複式学級とならないように地域と市行政とで建設的な協議、検討が必要だと思う。
公民館の最適化に関する意見	
1	最も不安なのが、地区公民館のコミュニティセンター化である。行政が地域のまちづくり協議会に丸投げするということではないのかと不安である。地域によってまちづくり協議会なるものの実態が違うと思うのだが、その違いを把握して減らしていく努力をしているのか。全体として把握した上でのコミュニティセンター化なのかと不安だけである。また、とにかく説明会をすれば市民に周知徹底したかのように考えているのではないか。市民からコミュニティセンター化してほしいという要望があったわけではなく、市民としては上から降りてきたという意識しかない。公民館を利用している市民が、今後12地区の公民館同等に利用していける安心できる施設であってほしい。私はまだ地域の公民館を頻りに利用しているわけではないが、今後高齢になるに従って利用することが多くなると思うため、公民館が生きていく上で不可欠なものとして安心して楽しく利用できるものであってほしい。それは現在利用している高齢者の方にとっても同じだと思う。12地区の公民館が格差なく動いていけるよう行政はしっかり関わってほしい。
2	第2に飯塚市総合計画が策定されることになった。まちづくりの基本は総合計画にあると考えるが、「コミュニティセンター」とはどのようなものとしてビジョンが描かれているのか市民に提示されているとは思えない。男女共同参画の視点を捉えたまちづくりについては、飯塚市男女共同参画推進条例が策定されている中、市民に浸透しているとは思えない。東日本大震災や熊本地震にみられる通り、日常から男女共同参画の視点を盛り込んだ計画を策定することの重要性があることから、H25年6月、国は地域防災計画策定時に際し、緊急に「指針」を出し、男女共同参画の視点を盛り込んだ計画を策定するように、とされ、飯塚市においてもその視点が盛り込まれた。つまり日常から、男女共同参画のまちづくりが行われていないと、災害時には様々な問題が起こりうるということからも、まちづくりにおいてこのことは重要であると考え。そこで、指定管理者制度を導入するという方向性が示されているが、上記のような視点を市民と共同で進めるにあたっては、まだまだ浸透していないこれらの考え方については、特に行政の責務として果たす役割が重要であると考え。
3	素案P3の3. 計画の指針—③運営主体の最適化に「地区公民館は、コミュニティセンター化し、指定管理者制度の導入を検討します。」という部分について。 ・コミュニティセンターの概要等について、市民にどのような説明がなされたのか。また、公民館とコミュニティセンターの違いについて、どのような場所で、そのような文書で説明がなされたのか。 ・コミュニティセンター化した暁には、指定管理者制度の導入に向かうのか。

菰田公民館に関する意見	
1	耐震診断より建て替え、移転を考えてほしい。(旧炭都市場跡地)
飯塚公民館に関する意見	
1	現在の飯塚公民館は緊急避難所にも関わらず、車両の乗り入れが不便で駐車スペースも狭く、本来の機能を果たしていない。近い将来建て替える場合には直隣の本町駐車場を代替地として提案する。この場所は従来、飯塚公会堂が建っていた場所で立地条件は素晴らしいと思う。
鯉田公民館に関する意見	
1	コミュニティセンター化にするにしても地域住民の意見で大きさを変えてほしい。地域住民が集まり窓口を広げるために子どもの遊べるスペースや遊具設置を検討してほしい。
2	コミュニティセンター化すれば今より利用目的が増えるのに、狭くするのは良くない。その地域に必要な広さ建てるべき。
3	公民館は地域の人々が身近に感じ活用しやすい場所であってほしい。交流の場でもあるため、面積を減少するのはおかしいと思う。もっとそれぞれの地域の人のことを考えてほしい。
4	まちづくり協議会の活動も活発になってきているのに、公民館の面積を減少させるのはおかしい。地域の意見を聞いてその大きさを考えるべきだと思う。今よりも大きくしたほうが良いと思う。
穂波公民館・公民館ホールに関する意見	
1	公民館ホールは絶対必要である。穂波庁舎の旧議場を整備しても、今のように活用できないし稼働率は必ず下がる。
2	公民館と公民館ホールは切り離して別々に対応すべき。
3	S56年の新耐震基準を満たしていないなら、耐震補強で対応すべき。取り壊し費用と補強工事との比較を明示し公表すべき。
4	除去という言葉を使って跡地を市民広場に整備するとあるが、必然性、目的、内容が不明である。
5	公民館祭りや穂波文化祭など文化祭を知らない、知ろうとしなかった人々が計画された案とは驚きがあった。私は町外だが、19:00から仕事帰りに集まったのサークル活動でこのホールを利用している。確かに公民館祭り、文化祭に参加する人の多くが高齢で、サークル参加者も若い人の割合は少ないと思う。しかし、今後若い人が子育てを一段落して夜でも文化活動ができる施設を残すことは大切だと思う。旧議場にはステージもなければピアノもない。文化活動はできないと思う。
6	公民館の広さを432㎡から280㎡にするのは反対。旧議場に音響にこだわっていた小ホールができるとはとても思えない。
7	現在の場所に新築してほしい。
8	文化の発展維持は。市街地から少し離れた住宅または過疎地は錆びれていく。交通の便利も悪くなり、子どもたちが将来幸福であれば、今のお年寄りの小さな楽しみを奪うのか。公民館は耐震化にして残すべき。
9	家から近くて便利なため無くなるのは困る。存続を希望。
10	取り壊しは反対。交通の便利もよくサークル活動が行いやすいのに移転されては不便。
11	駐車場が広くて便利。
12	このままの状態でするサークル活動を続けたい。
13	駐車場が狭い。
14	穂波庁舎に移転した場合の公民館の間取り、見取り図案などを知りたい。また、現在8室程の部屋の機能が果たせる部屋数が確保できるのか。
15	移転案を検討する会を多く設定してほしい。
16	穂波庁舎への移転ということだが、入場者数を考慮しているのか。各種サークルの意見を集約しているのか。
17	穂波公民館関係者の皆さんの協力のもと、サークル活動を楽しく利用している。今般移転に際し、各サークルは意見が多々あると思う。我々陶芸サークルも同様、今後活動が可能なのか、受講生一同危惧している。陶芸は他の公民館サークルにおいても珍しく、穂波ならではの特色あるサークルである。コミュニケーション能力も高く、「ものづくり」を通し、健康、精神面の向上に充分役立っていると思う。他館にはない陶芸サークルをどうか今まで同様、存続させてほしい。また、諸事情で移転となる場合、別所の確保を検討して頂きたい。
筑穂公民館に関する意見	
1	各支所庁舎は空きスペースが多いため、有効活用してほしい。筑穂公民館の一部を筑穂支所庁舎に移転することは賛成である。
庄内公民館に関する意見	
1	公民館を庄内ハーモニーに配置換えの計画だが、両施設とも緊急避難施設として登録されている。庄内地区は毎年梅雨時には庄内川が危険水位を超え、避難準備情報等が発令され住民の方が避難している。庄内川に沿って建築されている庄内ハーモニーは危険な施設ではと危惧している。
穂波市民プールに関する意見	
1	B&G財団と協議しなくて良いのか。
楽市・平恒統合保育所に関する意見	

1	平恒保育所、楽市保育所を統合して現穂波公民館に移築ということだが、親の送迎は容易なのか。
2	現状の2園を存続させたい。
目尾児童館に関する意見	
1	・目尾小学校区の人達のために役立ててほしい。 ・今回、「遠賀川河川事務所」が進めている「遠賀川水系エコロジカルネットワーク再生事業」について子ども達に立ち寄ってもらうためにも、事務所や待合所的な建物がある方がよい。
シルバー陶芸教室に関する意見	
1	増減面積が0となっているが、陶芸教室、釉薬室、窯場はそのまま使用できるのか次回の懇談会で回答してほしい。窯は老朽化しているため更新を希望。
市営住宅に関する意見	
1	市営住宅等の減床面積が10年間で11%となっているが、現状、老朽化とかなりの空室があるため、極力集約すればまだまだ減床が可能なのでは。
2	類似団体と比較すると約2.7倍であり、炭鉱閉山により増加したと判断する。半世紀以上も経過しており、また入居者の年齢構成も変化しているため、20年後には大幅な削減計画が必要だと思う。
3	衣食住の重要な問題である。削減目標625戸と数値目標が提示してあるが、現状の空戸数など利用状況を示してほしい。
エコ工房に関する意見	
1	・リサイクルセンター内にあるのだから、大型ごみの中にはまだ使用できるたんす類、ベッド類があると思う。修理して市民に格安な値段で還元したら良いと思う。 ・若い夫婦に赤ちゃんが産まれたら出費が大変だと思うので、ベビーベッドや歩行器等をリースで使ってもらえると良い。
汚水処理施設に関する意見	
1	内野地区農業集落排水処理施設は筑穂町時代、一歩進んだ事業であったし、地元関係者の理解と熱意、協力があつたからこそ今日に至っている。また、内野にとっても上下水道の設置は目玉でもある。このような施設こそ、地元関係者と存続に向けて考えるべきだと思う。
上下水道に関する意見	
1	内野の川は本当にきれいである。その美しい資源を守っていくためにも上下水道の維持は是非続けていただきたい。
本庁・支所に関する意見	
1	支所の空いているスペースを多機能化することは非常に良いと思う。
2	合併直前に建てられたため、現在未使用空間が生じているのか。財政改善を少しでも図るのであれば、民間貸付を検討でなく実行に移してほしい。また、空スペースがあるのだから、他の機能の一部移行ではなく全面、最大限移行、移転し、財政改善に努めてほしい。

飯塚市公共施設等のあり方に関する第3次実施計画(素案)修正箇所一覧表

No.	旧ページ	施設名	箇所	修正箇所	新ページ	見直す内容
1	10		(6)計画の推進体制		9	実施スケジュールの追加
2	10		(6)実施スケジュール		9	財産活用課は、ファシリティマネジメント(FM)の職員研修及び営繕管理研修を毎年度開催する他、削減効果の検証をH30年度より実施します。また計画の中間年であるH33年度には計画の改定を行います。 施設を所管する担当課は、施設ごとに事業のロードマップを作成し、進捗の管理を行います。また、公共施設の最適化の成果に応じて、削減費用の一部を地域づくり・まちづくり予算として組み替えることを検討します。
3	11		(5)施設分類毎削減目標総括表	小学校、中学校	11	小・中学校
4	37	八木山小学校	存続の方針	現状維持。但し完全複式学級となるときには、分校化又は統合を検討する。	37	過疎地域における拠点施設であることから、現状維持とする。但し完全複式学級となるときには、分校化又は統合を検討する。
5	37	八木山小学校	総量の最適化	小学校設置基準により、校舎及び運動場の最低基準面積が定められているため。	37	小学校設置基準により、校舎及び運動場の最低基準面積が定められているため。 改修が必要な場合にはコンパクト化を検討する。
6	43	内野小学校	存続の方針	現状維持。但し完全複式学級となるときには、分校化又は統合を検討する。	43	過疎地域における拠点施設であることから現状維持とする。但し完全複式学級となるときには、分校化又は統合を検討する。
7	43	内野小学校	総量の最適化	小学校設置基準により、校舎及び運動場の最低基準面積が定められているため。	43	小学校設置基準により、校舎及び運動場の最低基準面積が定められているため。 改修が必要な場合にはコンパクト化を検討する。
8	81、83、85、87、89、91、93、95、97、99、101、105	12地区公民館	運営主体の最適化理由等	コミュニティセンター移行後に、指定管理者制度導入を検討する。	81	コミュニティセンター移行後に、まちづくり協議会等の地元団体による指定管理者制度導入を検討する。
9	97	穂波公民館	配置の最適化方針	移転	97	別途計画にて検討
10	97	穂波公民館	配置の最適化理由	現施設の老朽化および、新耐震基準を満たしていないため。	97	削除
11	97	穂波公民館	移転統合先	穂波支所内	97	削除
12	97	穂波公民館	配置の最適化理由	新庁舎建設に伴い、穂波支所内に余裕スペースが生じるため。	97	削除
13	118	飯塚市立図書館穂波館	配置の最適化方針	移転	118	別途計画にて検討
14	118	飯塚市立図書館穂波館	移転統合先	穂波庁舎	118	削除
15	118	飯塚市立図書館穂波館	配置の最適化理由等	穂波庁舎の多機能化を図る。		削除
16	118	飯塚市立図書館穂波館	移転統合先理由等	新庁舎建設に伴い、穂波支所内に余裕スペースが生じるため。		削除
17	118	飯塚市立図書館穂波館	跡地・跡施設の有効活用	用途変更(他行政施設)		削除

No.	旧ページ	施設名	箇所	修正箇所	新ページ	見直す内容
18	251	シルバー陶芸教室	存廃の方針理由	現状のまま存続としているが、稼働日数、定員の充足率が低いので、更新時には廃止、統廃合を検討する。	251	削除
19	251	シルバー陶芸教室	総量の最適化方針	更新時に100%削減	251	削除
20	251	シルバー陶芸教室	総量の最適化理由等	更新時廃止とするが、利用状況、公民館サークル等の活用状況を判断し削減面積を検討する。	251	削除
21	251	シルバー陶芸教室	運営方法の最適化理由等	高齢者の生きがい事業として実施しているが、60歳以下でも利用が出来ることから、料金体系の見直しを行う。公民館サークル活動の場としても検討していく。	251	高齢者の生きがい事業として実施しているが、60歳以下でも利用が出来ることから、料金体系の見直しを行う。稼働日数、定員の充足率が低いので、公民館サークル活動の場としても検討していく。
22	295	市営住宅	備考		295	削減に当たっては、地域コミュニティの活動が維持できるように配慮を行う。
23	295	市営住宅	備考		295	空き家対策を考慮し検討を行う。
24	357	飯塚市立岩会館	運営方法の最適化理由等	利用者数および稼働率から改善を図る余地があるため。	357	稼働率の向上に向けた方策を検討する。
25	359	飯塚市穂波人権啓発センター	運営方法の最適化理由等	利用者数および稼働率から改善を図る余地があるため。	359	稼働率の向上に向けた方策を検討する。
26	359	飯塚市筑穂人権啓発センター	運営方法の最適化理由等	利用者数および稼働率から改善を図る余地があるため。	359	稼働率の向上に向けた方策を検討する。
27	361	男女共同参画推進センター(サンクス)	運営方法の最適化		361	開館日・開館時間の改善
28	361	男女共同参画推進センター(サンクス)	運営方法の最適化理由等		361	稼働率の向上に向けた方策を検討する。

資料4

4 常任委員会提出資料

平成29年3月13、14日開催

**飯塚市公共施設等のあり方に関する
第3次実施計画
(素案)**

平成29年2月

目次

1. 概要	1
(1) これまでの経緯	1
(2) 上位計画及び関連計画	2
(3) 第2次基本方針と本計画の目的	3
(4) 計画期間	4
(5) 対象施設	4
2. 公共施設等のあり方に関する第3次実施計画	5
(1) 利用圏域の設定	5
(2) 公共施設等の最適化に向けた指針	6
(3) 施設評価の実施	8
(4) 評価項目の設定	9
(5) 計画の推進体制	10
(6) 実施スケジュール	10

1. 概要

(1) これまでの経緯

①公共施設等のあり方に関する基本方針と実施計画の取組

本市は、合併直後の平成18年度に、大幅な財政収支の不均衡が生じ、予算編成が危ぶまれる状況にありました。このような市財政の危機的状況を打開し、将来にわたり安定し、充実した行政経営を基盤として市民との協働のまちづくりを進めていくために、行財政改革の一環として公共施設等の見直しに取り組んできました。

平成20年3月に策定した「公共施設等のあり方に関する基本方針」に基づき、平成21年2月に「公共施設等のあり方に関する第1次実施計画」、及び平成23年3月には「公共施設等のあり方に関する第2次実施計画」を策定し、公共施設等のあり方について検討を行ってきました。

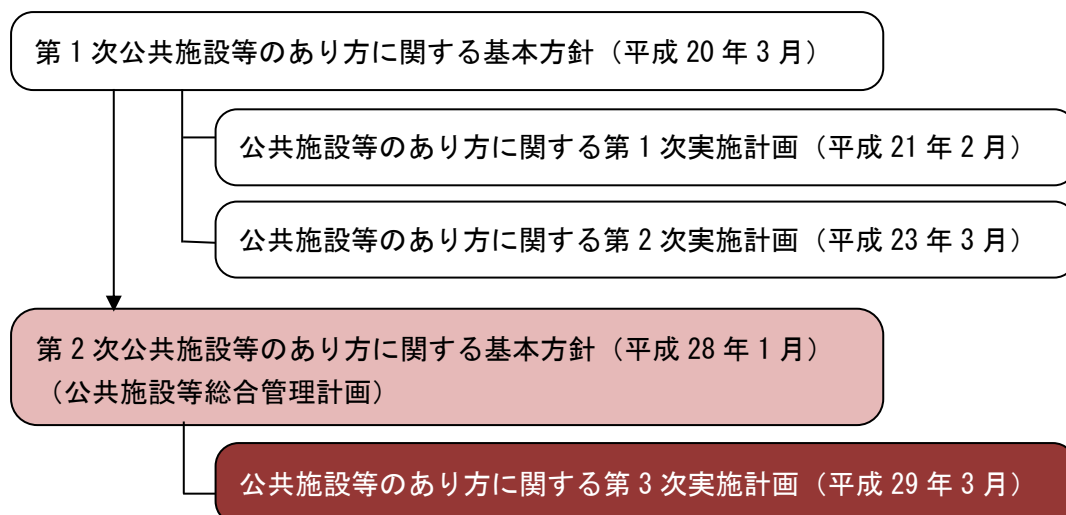
②公共施設等のあり方に関する第2次基本方針の策定

合併から10年が経過し、公共施設等の老朽化、耐震化などの課題を抱えながらも、今後の方針が決まっていない公共施設等が存在すること、市の主要な財源である市民税は人口減などにより今後減少が見込まれること、地方交付税の合併特例措置が平成28年度から段階的に減額されることなどから、市民に対し、安全で安心な公共施設等のサービスを提供するためには、引き続き公共施設等のあり方について検討する必要性がありました。

また、国においては、インフラの老朽化が急速に進展する中、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、この基本計画に基づく「公共施設等総合管理計画」の策定が平成26年4月に総務省から要請されました。

このような背景から、平成28年1月に「第2次公共施設等のあり方に関する基本方針（公共施設等総合管理計画）」を策定しました。この第2次基本方針に基づく実施計画として「公共施設等のあり方に関する第3次実施計画」を策定しました。

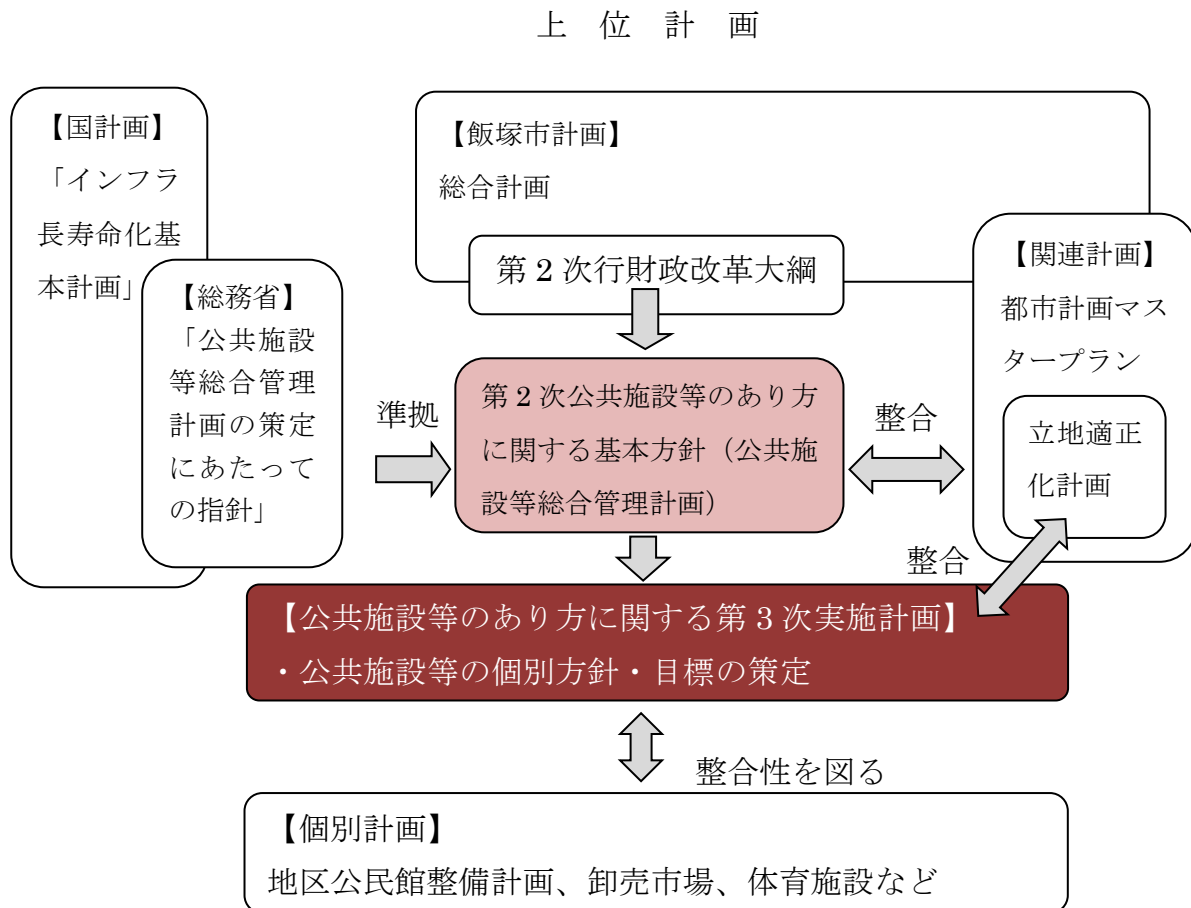
図1「公共施設等のあり方に関する第3次実施計画の位置づけ」



(2) 上位計画及び関連計画

本計画は、平成 28 年 1 月に策定した「第 2 次公共施設等のあり方に関する基本方針（公共施設等総合管理計画）」を上位計画と位置づけ、関連計画である「立地適正化計画（平成 28 年度策定）」との整合性を図りながら進めるものとします。

図 2 関連計画体系図



【参考】

立地適正化計画とは、居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能を、公共交通の利便性等を考慮し、誘導することでコンパクトなまちづくりを進めるものです。誘導区域として、主要交通施設や庁舎などの拠点施設周辺に都市機能を誘導する都市機能誘導区域と、住居の誘導を行う居住誘導区域があります。本計画では、これらの誘導区域を踏まえた個別計画の策定を行います。

(3) 第2次基本方針と本計画の目的

上位計画である「第2次公共施設等のあり方に関する基本方針（以下、「第2次基本方針」という。）」では本市全体を見渡した中で総合的な視点をもって効率的・効果的な運営・維持管理を行うため、以下に示すとおり、公共施設等の運営・維持管理の見直しを行う10の基本方針を定めています。

表1「第2次公共施設等のあり方に関する基本方針」の10の基本方針

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 市民参画による公共施設等の見直しを推進します。(2) 公共施設等の総量の最適化を推進します。(3) 公共施設等の効率的で効果的な配置を推進します。(4) 公共施設等の運営の最適化を推進します。(5) 公共施設等の長寿命化を推進します。(6) 公共施設等の耐震化を推進します。(7) 公共施設等の適正な維持管理を行います。(8) 広域的な連携を推進します。(9) 民間活力および、市民との協働により有効利活用を推進します。(10) PFI・PPP等の活用を推進します。 |
|--|

特に「(2) 公共施設等の総量の最適化を推進します。」では、最適化目標として、公共建築物の総延床面積を30年間で19.3%縮減するとしており、今後10年間で4.5万㎡を縮減するとしています。

表2 公共建築物の縮減目標

- | |
|--|
| <p><公共建築物の縮減目標></p> <ul style="list-style-type: none">・30年間で延床面積約70.0万㎡(H26.3時点)を約19.3%(約13.5万㎡)縮減し、約56.5万㎡とします。・この計画期間の10年間で約4.5万㎡の延床面積を縮減します。 |
|--|

※延床面積は市立病院、卸売市場、オートレース場を除く

本計画は、「第2次公共施設等のあり方に関する基本方針」を踏まえ、公共施設等の配置の適正化や官民連携による運営方法の最適化の検討を行い、実践的な個別計画の策定を行うものです。

(4) 計画期間

本計画の期間は、「第2次公共施設等のあり方に関する基本方針」の計画期間の終期と合わせ、平成29年から平成37年までの9年間とします。

(5) 対象施設

本計画では、独立採算制を基本とする特別会計の3施設（市立病院、卸売市場、オートレース場）を除いた274施設、約65万㎡を計画対象とします。

図3 対象施設

計画対象施設：274施設（65万㎡）	
市民施設（集会所等）	産業系施設
社会教育系施設	子育て支援施設
学校教育系施設	保健・福祉施設
スポーツ・レク系施設	医療施設
行政系施設	公営住宅

2. 公共施設等のあり方に関する第3次実施計画

(1) 利用圏域の設定

「公共施設等のあり方に関する第3次実施計画」における個別方針の策定にあたり、施設ごとの利用圏域を設定しています。

この利用圏域に基づき、圏域ごとの人口動向の把握や類似施設の立地状況などを把握しています。

表3 利用圏域区分表

	利用圏域	圏域設定	用途（例）
広域施設	福岡県全域 飯塚医療圏 筑豊地区 嘉飯桂地区	利用者のうち、市外利用者の占める割合が最も多いと思われる施設	観光施設、文化財施設、市民病院、公営競技場、卸売市場等
市域施設	概ね市単位	利用者のうち、市内利用者の占める割合が最も多いと思われる施設	本庁舎、中央公民館、福祉総合センター、市民運動公園、斎場、環境施設等
12 地区域施設	概ね中学校区単位	利用者のうち、当該施設がある地区の利用者の占める割合が最も多いと思われる施設	支所、地区公民館、中学校、地区体育館、保育所等
生活圏域施設	概ね小学校区単位	利用者のうち、当該施設周辺の自治会（地元）の利用者の占める割合が最も多いと思われる施設	小学校、児童センター、消防団施設、駐輪施設等

※広域施設については、施設ごとに圏域が異なります。

(2) 公共施設等の最適化に向けた指針

本市での公共施設等の最適化を行うために、「第2次公共施設等のあり方に関する基本方針」を踏まえ、以下の6つの指針に基づいて、取り組みを実施します。この指針に基づき、施設の個別方針を策定します。

①総量の最適化

- ・公共施設等ごとの利用圏域の今後30年間の人口減少率に合わせて、更新時期に同じ割合で延床面積の縮減を行います。
- ・「第2次公共施設等のあり方に関する基本方針」の目標である「今後10年間で4.5万㎡縮減」を踏まえ、一般の公共施設等で2.0万㎡、市営住宅で2.5万㎡の縮減を行います。

※市営住宅は延床面積が市全体の3割を占め、個別計画（長寿命化計画）を平成29年に策定予定であることから、別途目標を設定しています。

表4 縮減目標

	公共施設等（一般）	市営住宅
目標	10年間で 20,000㎡削減	10年間で 25,000㎡削減 (約625戸削減)

※一戸あたり面積（約40㎡）は市営住宅の平均

- ・庁舎、公民館及び体育館など個別計画を別途検討中の施設については、同種の施設全体で延床面積の20%縮減を行います。
- ・民間等においても実施可能な施設については、利用状況等を踏まえ廃止します。
- ・建築基準法上の耐震基準を満たさない施設、老朽化が著しく進んでいる施設で、利用圏域内に類似施設がある場合は機能移転を行い、原則、廃止します。ただし、立地条件や利用率などの優位な場合については、類似施設を廃止し、現施設への集約や更新等を検討します。

②配置の最適化

- ・地域拠点施設は多機能化するとともに、公共施設等の減少に伴う市民サービスの低下を招かぬよう、公共施設等の役割機能に応じた効率的で効果的な配置を進めます
- ・立地適正化計画の居住誘導区域外に立地する市営住宅については、区域内への施設の集約を行う他、居住者の移転促進を図ります。

なお、市営住宅については、今後施設の集約化を行うなど、将来にわたり入居者の

自立的な暮らしを確保する観点から居住誘導区域内外において再編を検討します。

- ・支所庁舎や地区公民館などの拠点施設においては、既存施設を活用し、多機能化による施設の複合化を進めます。
- ・市外からの利用が見込める施設については、更新時での広域利用を検討します。

③運営主体の最適化

- ・収益の見込める施設については、コンセッション^(※)など PPP 手法の導入を検討します。
- ・地区公民館については、コミュニティセンター化し、指定管理者制度の導入を検討します。

④運営方法の最適化

- ・利用率の低い施設においては、開館日や運営時間などの改善を図ります。
- ・利用が限定される施設については、予約制への移行を検討します。
- ・利用料収入のある施設においては、利用料金の見直しや受益者負担の減免措置の規定を見直し、受益者負担の適正化を図ります。
- ・施設の維持管理が多岐にわたる施設については、管理部局の一元化や包括民間委託の導入などを検討します。

⑤空きスペースの有効活用

- ・和室などの低利用（低稼働）スペースについては、多機能化などにより有効活用を図ります。
- ・地域住民の利用が多い施設などでは、オープンスペースの設置を検討します。
- ・学校の余裕教室の活用や体育館の目的外利用などの有効利活用を検討します。

⑥跡施設・跡地の有効利活用

- ・用途を廃止した跡施設・跡地について、行政として利活用策を検討し、活用がない場合は、民間への譲渡や貸付を行います。
- ・施設の利用率が低く、地域住民に限定される施設については、地域への移譲を検討します。

※コンセッション：コンセッションとは、料金徴収を伴う公共施設等について、施設の所有権を市に残したまま、民間事業者等が事業を行うこと。民間事業者等は、公共施設利用者などからの利用料金を直接受け取り、運営に係る費用を回収する「独立採算型」で事業を行う事となる。「独立採算型」事業では、民間事業者等が収入と費用に対して責任を持ち、ある程度自由に経営を行うことができる。例えば、利用者の数を増やすことによる収入の増加や、逆に経営の効率化による運営費用の削減といった創意工夫をすることで、事業の利益率を向上させることが可能となる。

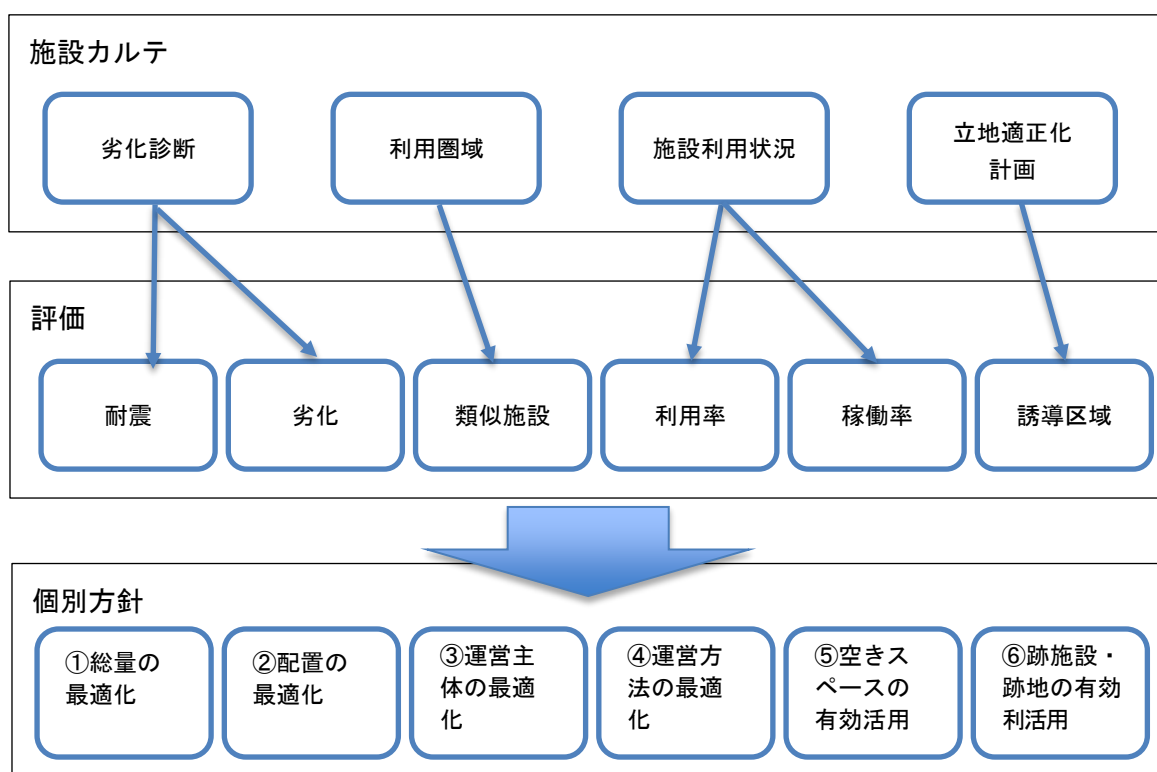
(3) 施設評価の実施

「第2次公共施設等のあり方に関する基本方針」では、施設ごとに延床面積や建築年、劣化状況や利用状況などの基礎情報を盛り込んだ施設カルテを作成しています。

この施設カルテの情報に基づき、施設の最適化に関する主要項目での評価を実施しています。なお、データについては平成27年度の情報に更新した上で評価を行っています。

評価の結果を受け、6つの指針に基づき、個別方針を策定しています。

図4 施設評価フロー



(4) 評価項目の設定

評価の主要な項目については、「問題なし」「要対応」を2段階の評価を行っています。この評価内容に基づき、個別方針の策定を行っています。

表5 評価区分の内容

評価方法 評価項目	問題なし	要対応
耐震	【A 判定】 ・昭和 56 年以降の建築で耐震化が不要なもの ・耐震化工事実施済の建築物	【B 判定】 ・昭和 56 年以前の建築で耐震化工事が行われていないもの
劣化	【A・B 判定】 ・劣化診断の A・B 判定を受けた建物で、当面施設の部分的な補修等で対応可能なもの	【C・D 判定】 ・劣化診断の C・D 判定を受けた建物で、施設全体の改修もしくは更新が必要なもの
誘導区域	【A 判定】 ・拠点機能、居住機能のそれぞれの区域に適正な配置がされている	【B 判定】 ・拠点機能、居住機能のそれぞれの区域に適正な配置がされていない
利用状況	【A 判定】 ・利用者数が市内の同一機能施設の平均よりも高い	【B 判定】 ・利用者数が市内の同一機能施設の平均よりも低い
稼働状況	【A 判定】 ・部屋などの稼働状況が市内の同一機能施設の平均よりも高い	【B 判定】 ・部屋などの稼働状況が市内の同一機能施設の平均よりも低い
類似施設	【A 判定】 ・利用圏域内に同一機能の施設がない場合	【B 判定】 ・利用圏域内に同一機能の施設がある場合

